



写真 358 多田弥太郎墓 (経王寺)

も相忍び折を見合い候より外これ無しと存じ候」と述べている。
 兩人が丹波まで来た時、八月一八日の政変を知った。三条西季知ら七人の尊攘派公卿は長州へ落ち延びたという。その後を追って長州へ走り、次いで生野で拳兵の計画の一行に加わって舞い戻り、一〇月一二日ここで兵を挙げた一員となる。

出石藩は一三日朝代官派遣の密使を迎えて、その日のうちに年寄早川庄兵衛を総大将に、一番手九五〇人を送り出す。同日は養父市場村に宿陣し、翌日和田山まで進む。生野へは一六日に入った。

事変後の処理にあたって出石藩は多田弥太郎・高橋甲太郎兩人の加わっていたことを知り驚く。さっそく藩籍を削り行方を尋ねる。弥太郎は破陣後各地に潜伏するが、翌年(元治元)二月、因幡の同志との連絡に行く途中但馬に入る。弥太郎生母の実家(八鹿町伊佐小出格家)に伝わる言い伝えでは、このとき弥太郎は同家に逗留し出石の妻子と連絡をとり、藩とも話し合いができていたらしく迎えの駕籠は藩差し回しの物だったという。しかし宿南村枝郷寄宮で出石藩士に捕らえられたとする説も有力だ。ここは湯島(城崎)へ下る舟の乗り場だったからである。警固の武士の計らいで弥太郎の希望を入れ、生母の実家に立ち寄ったとも考えられるからである。

駕籠が浅間坂の頂上、出石藩領へ入った所で警固の武士は弥太郎を斬り殺す。二月二八日であった。このとき弥太郎は「今に分かる」と一こと言い残したという(故金沢鋭二

氏遺話)。遺体は塩と石灰を詰めた木棺に入れて藩牢の屋敷内に仮り埋めされ幕府の検使に備える。復権して屍体が家族に引き渡されたのは一八六八年(慶応四)三月のことであった。

このとき同じ牢屋敷に仮り埋めされていた、生野の変に参加し捕えられて、出石の牢内で自殺した水戸浪士川又佐一郎の屍体も、心光院(浄土宗、現光明院・魚屋区)墓地に改葬された。

沢宣嘉(のぶよし)を護衛して生野を出た高橋中太郎は、無事長州へ落ち延びたが、第一次征長戦争の際、長州軍に加わって負傷し、一八六七年(慶応三)二月三日陣中に没した。

3 町方の暮らし

出石藩の『御用部屋日記』 旧出石城下は、一八七六年(明治九)三月二六日、魚屋町の一角足輕徳平宅より火を発し、おりからの烈風にあおられて市街地の大半を焼き尽くし、焼失した家屋九六六戸、土蔵二

九〇、部屋一八六、寺社三九にも達した。貴重な記録・文献等もことごとく灰燼(かじん)に帰し、町方の史料をすべて欠くにいたった。当時わずかに火難を免れた旧出石藩の『御用部屋日記』により、公の記録をとおして町方(町民)の暮らしが、うかがえるのみである。

『御用部屋日記』とは、藩の執政である御年寄(おとしより)(家老)が、月番交替で書き役をして記録させた藩日記の一つで、執務場所の名を冠して『御用部屋日記』と呼ばれ、藩における最高の公式日記である。藩主在国ときは「御在城日記」となり、出府中は「御留守日記」と表記されている。わが町には、一八一五年(文化二二)正月から仙石氏が版籍を奉還した一八六九年(明治二)一月一七日までが六六四冊、以下『出石藩日誌』、

『出石県日誌』、『出石局日誌』と標題が変わりながら一八七二年(明治五)二月までが二九冊、合わせて六九三冊残されている。以下この日記によって江戸末期における城下町の庶民生活や、藩行政の一端を垣間見たい。

出石城下町 出石城下町とは、どの範囲を言うのか。第

の概要

二節と一部重複するが、城下の概要をも一

度見てみよう。『長良家文書』に町方の紺屋仲間が運上銀と引き替えに、営業権を確保されている城下の境界が示されている。それによると、東は八坂村(現谷山区)、西は鍛冶屋村井溝、北は久保谷(永上区・出石精和園の所在地)、南は山椒畑(小人区)をそれぞれ限っている。現在の弘道校区の区域とほとんど一致する。

町方人数の最高は、一八二七年(文政一〇)三月の五一七八人(男二七二〇人、女二四五八人)であり、最低は一八四〇年(天保一一)の四三九三人(男二六三人、女二二三〇人)で、いずれの年も男子が女子の人数を上回っている。人口動態の一例をあげると、一八一五年(文化一二)一年間では、出生九七人に對し死亡は一九一人で、死亡数が出生数に比し

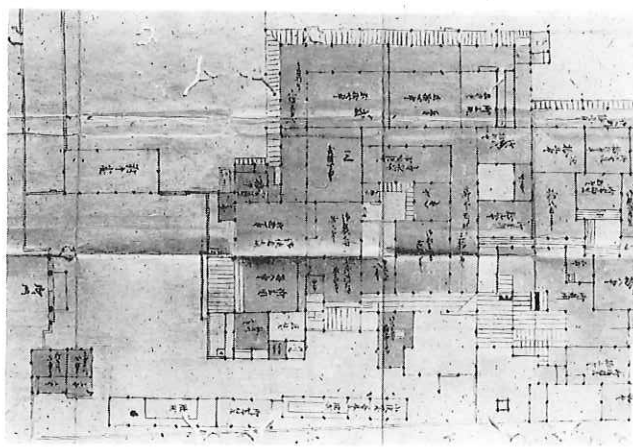


写真 359 日記の書かれた御用部屋・中央右寄りの部屋
(出石御殿之図・八鹿町 小出格氏藏)



写真360 『御用部屋日記』(一部)

異常に多い。城下外からの転入一二一人、転出二〇一人で、社会増を自然減が上回って、年間七四人の人口減となっている。翌々年には増に転向している。しかし、一八三五年(天保六)のお家騒動による減知以後は、少しずつ減少の一途をたどっていく。戸数は一二五〇〜一三〇〇戸ぐらいである。

城下には、町人のほかに多数の武士とその家族が住んでいる。一八四〇年(天保一)の記録では二三七五人である。したがって町全体の人口は約六七〇〇〜七五〇〇人、総戸数は一五〇〇〜一六〇〇戸の範囲と思われる。

町数はすべて二六町。うち町方は一七町である。本町とも呼ばれた中央部六町は、材木町・魚屋町・八木町・本町・宵田町・田結庄町で、町役として名主がおかれていた。他は端町と呼ばれ、新町(谷山区)、宗鏡寺町・寺町(東山区)、出町(魚屋区・寺区)、鑄物師町・裏町(宵田区)、小人町、川原町、博勞

町・小御料庄町(松枝区)、七軒町(弘原区)の一一町である。このうち、新町・宗鏡寺町・川原町・博勞町には庄屋がおかれ、寺町と出町は宗鏡寺町の庄屋が兼務、鑄物師町は八木町名主、裏町は宵田町名主が管轄した。小人町は川原町庄屋が兼帯した。小御料庄町・七軒町は博勞町庄屋がそれぞれの庄屋を兼務、または管轄している。したがって町人町を惣町、または十町と呼んでいた。

端町には、町人以外に侍たちも入り交じって居住していた。また、農家もたくさんあって、城下の周辺で田を耕作していた。その地域を町分と呼んでいる。町分には大きく分けて、出石町分と弘原町分があった。

水上村は前者に、長砂村・下村(福住)と中村の田畑は一部後者に属していた。これらの町や村を含めて庄屋の上に町分大庄屋がおかれた。町分大庄屋はたいいてい町名主のなから任命されている。順位でいえば、名主、大庄屋、庄屋となる。城下の自治は名主の協議によって執行され、月番名主が日常業務を処理した。各町内には複数の行事がおかれ、末端の自治運営に参画した。町分大庄屋は農事に係る事務を管掌した。

町人町以外に、侍たちだけが居住する武家町が九町あった。谷山町(谷山表町ともいう)・谷山裏(殿)町(ともに現下谷区)、岩鼻町(魚屋区)、伊木町(材木区)、内町、鉄砲町(寺区・宵田区)、柳町、上・下馬場町(松枝区)で、ほかに揚枝(下谷区)にも武家屋敷が散在していた。このように出石の城下は、お城が扇の要の位置を占め、竹骨の位置に上級武士団、地紙にあたる場所に町人町を配し、縁には第一線を守る兵士団をおいていた。そして内堀を始め、大川(出石川)や谷山川、外堀で町を取り囲み、町全体が一つの城塞のようであった。

お触れのい 現在のように情報伝達のメカニズムが発達していない江戸期において、藩から住民に対していろいろ 規則や命令などの公布伝達や、連絡事項の周知方法としては、高札によるものと、名主・庄

屋を経て文書もしくは口頭で行うものとの二とおりがあった。高札には制札と高札場の二様があって、出石藩で制札といえは村々の入り口などに、上部を山形にした横長の板に禁令を書き、柱をつけて高く掲げたものをいった。高札場はこの制札を何か所に幾つも常時架け並べたものを指した。現在市町の庁舎前に設けられている掲示板の原型といわれる。出石城下では、小出氏時代には大橋の西詰めと、谷山区の揚枝谷橋の東詰めとの二か所であったが、仙石氏の時は本町大手通りの四辻にあり、札の辻と呼ばれていた。領内では養父市場村(現養父町)にもあり、他はすべて制札であった。



写真361 太政官の高札

上意下達を「お触れ」と呼んでいる。同義語に「お達し」があるが、これは藩内で上級職から下級職に対して伝達される場合に使用され、広く不特定多数の庶民に対しては「お触れ」が用いられている。お触れもお達しも同じ内容のものが同時に発せられることが多いので、区分しないで取り上げてみたい。いろいろなお達しやお触れのなかから、当時の庶民生活の実像が浮かびあがってくると思われるからである。

一八一六年(文化二三)閏八月九日、支配頭から各侍へ次の達しがあった。「御隠宅の儀、以来(今後は西御殿と相唱うべきこと)。御隠宅とは藩主政美の父、久道の居住する隠居所のことである。久道は二年前の九月に満四〇歳の若さで隠居して一月には出石に帰り、城内西の郭(二の丸西の郭・東西一七間×南北三一間)に隠居所の建設を命じ、翌年五月二六日に対面所からこれに移り住んだ(『仙石家譜』)。その隠居所をこの日以後「西御殿」と呼ぶように、家中(家臣)に触れ出したものである。

城下の西郊、鍛冶屋村字清水に在った館は、小出氏が城主のとき創設した別邸で、「清水御茶屋」あるいは「清水御屋敷」、「清水御殿」などと呼ばれ、藩主の野間遊びの休憩所であった。御茶屋はこのほか桜尾村、坪井村にも設置されていた。清水屋敷は維新以後仙石家によって競売に出されたのち、所有者が転々として、建物の一部は柳区に移り現存している。

春は今も昔も行楽のシーズンである。レクリエーションの少ない当時、桜見物と称して遠出をしたらしく、

侍たちも養父明神(養父町)へ多数出かけている。知人を求めては民家に立ち寄ったので、地元の養父市場村では応接に費用がかかり難儀をしたもようで、藩では一八二三年(文政六)二月二十七日家中へ対して、村方へ立ち寄ることを厳禁する通達を発している。

初夏ともなれば、水辺に螢の飛び交う野趣に満ちた季節である。谷山川沿いは螢狩りの人々にぎわった。ところが一八一六年(文化一三)の五月二十七日には、自然保護の面からではなく、軽犯罪防止の面で無風流な触れがでてゐる。「近來螢取るとして、家中屋敷付近をものはばからず相騒ぎ、川へ石を落とし大橋にて大勢立ち止まり、谷山欄干橋(下谷区と材木区の境界の橋)台石などはずし：以来：御番人・小役の者にて急度きつと相糺たじし：」。昔も今もいたずらする者は後を絶たない。

夏の夜のむし暑さに耐えかね、橋の上で川風に吹かれて涼をとっていると、「(納)涼として夜分橋々へまかり出で申すまじく：回り小役の者より相糺し：急度(処罰)申し付け：」(一八二三年六月一〇日条)と禁止触れが出されている。また子どもたちの間で夜遊びが流行し、線香花火や鼠花火が人気を呼んでいた。これにもたびたび取り締まりの触れが出ている。「近來、子供(達)宅外へまかり出で、花火をもてあそび、いかがわしき事に候。右躰ていの儀これ無き様親々より申し付くべき事」(一八二〇年七月四日条)、「近來市中、俗に鼠線香(花火)などと相唱え候たぐい取り扱い候やから、これ有る趣相聞こえ、第一火の元にも相かかわり、かつ往

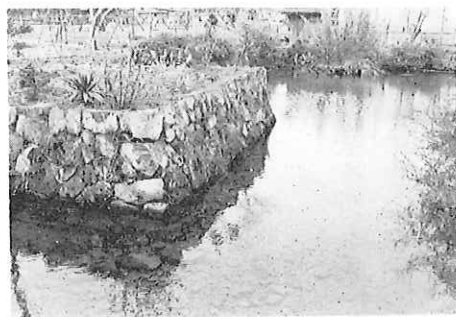


写真362 清水屋敷跡(鍛冶屋区)



写真363 経王寺墓地

来の妨げに相成り不埒（まづ）の至り：見付け次第召し捕り：（一八六四年六月八日条）。現在の手放し同様の派手な花火遊びを見たら、当時の治安担当者は気絶するかも知れない。

お盆は七月十五日（旧暦）である。盆前には毎年のように盆中の注意事項が箇条書きで触れ出される。

一、盆中町々の掃除入念たるべき事。

一、火の元別して大切に仕まつり、戸外へくわえぎせる仕まつるまじく事。

一、夜中墓所に参詣仕まつるまじく事。

一、踊りは、かむり物仕まつるまじく事。

一、墓所に覆い仕まつるまじく事。

一、夜分近在へまかり出で、変わりたる躰にて踊り仕まつるまじく事（一八一五年七月二日条）。

楽しい盆踊りにもいろいろと制約のあった事が分かる。夜の墓参は風紀の乱れを防ぐ禁令か、墓の覆い差し止めは、ぜいたくを戒めるためでもあろうか。

なお、盆には仏送りの風俗があった。一五日の夜に精霊舟を川に流すのであるが、見物客がたくさん出て不謹慎な者も現れる始末で、一八四二年（天保一三）七月一、四日の触れでは、今後は一六日の早朝に行うように改革を命じ、形式化した仏送りを廃して、祖先崇敬の本旨に立ち返るよう呼びかけている。

九月は秋祭りシーズン。九日は諸杉社の祭礼で、練り物が町内を巡行する。侍たちも見物のため町方へ出向く。なかには親しい家で酒食を振る舞われる者もある。綱紀肅清のため藩では「祭り見物は弁当持ちにて、いささか先方の世話に相成り申さざる様…」との達しが出され、町方にも「酒食出し候儀、堅く無用たるべく…並びに親類打ち寄り候とも、決して費えがましき儀致すまじく…」と、質素儉約の触れも同時に出されている（一八三三年八月二七日条）。

但馬は雪国である。雪の量も現在よりよほど多かったと思われる。一八二四年（文政七）一月二一日には四尺五寸（約一・四メートル）の積雪のため出仕（出勤）を取りやめ、休日にする旨家中へ達しが発せられている。一八一七年（文化二四）一二月朔日には、雪で道路の歩行が困難になるため雪除けの触れがでる。「往来（行き来）の面々（人々）差し支えにも相成り候儀に付き、往来相成り候程雪除け申すべく…」、現代ならさしずめ「消防車が通れるほどに道路の除雪をしましょう」といったところである。

日常生活に関する触れにもいろいろある。「夜間無提灯で往来致すまじく…」（一八二五年七月二三日条）、人も昔は車なみである。「谷山川（を）さらへ候に付き今後川をせき止め候儀相成らず…ちりあくた堅く捨て申すまじく、ただし出水（洪水）の節、見計らい捨て流し候儀は苦しからず候事」（一八三七年六月二六日条）。洪水に紛れてごみを一掃しようとは、不届き千万なお触れである。「早朝より鉦・木魚・拍子木など取り交ぜ高声にて念仏、題目等唱え候儀は、以後相やめ小音にて一心に相唱え、早々職業に取り懸り候よう…」（一八四九年二月三〇日条）と、信心もままならない。「町方で料理・仕出しと称し、専ら酒食を商い人寄せ致し候者これ有り、風俗にかかわり候儀に付き、たびたび申し付け候処、相用いず近來增長候趣不届きに付き、



写真364 有子山稲荷神社

吟味の上、手当て申し付けこれ有り候。右様の場所へ御家中の面々、まかり越し候においては、御糺しの上急度御沙汰(処分)に及ぶべく候事」(一八一年六月二七日条)。料理屋で芸者を多数はべらせて、ドンチャン騒ぎなど思いも寄らぬ時代である。料理屋営業の解禁は一八七〇年(明治三)まで待たねばならない。この年三月一〇日料理屋の開業が公許になり、絃歌、飲食勝手たる可き旨触れ出されたのである。

一八三七年(天保八)は、全国的に時疫(はやり瘧)が大流行した。幕府では大目付をとおして各藩に、時疫対症薬の処方に触れている。わが出石藩でも早速四月二九日に、家中・領民に周知を図っているので、二、三列挙してみよう。一、時疫には大粒なる黒大豆をよくいりて一合(約一五〇グラム)、

甘草かんぞう一匁ごん(三・七五グラム)を水にてせんじ出し、時々飲むとよし(右『医濕』に出る)。一、時疫には茗荷みょうがの根と葉を、つき砕き汁しるを取り多く飲むとよし(右『時後備急方』に出る)。一、一切さいの食物にあたり苦しむには、大麥の粉をこうばしくいりて、白湯さゆにてたびたび飲むとよし(右『本草綱目』に出る)。一、菌きのこを食い毒にあてられたるに、忍冬すいかずらの茎、葉を生にてかみ汁を飲むとよし(右『夷堅志』に出る)。一々出典を明らかにして触れ出しているが、効能のほどはいかがであったか不詳である。

一八五九年(安政六)にも、近辺に、やはり病が流行し、領内にも疑似患者が発生した。藩では七月二七日城下の各神社並びに宮内村の一宮社(出石神社)に、厄除けの祈禱きとうを命じ、町奉行から町方へ指示が触れ出さ

れた。「…惣町(町中)、(仕事を)相休み、にぎにぎしく参詣致し候よう…」。奉公人(従業員)たちは臨時休暇がもらえて、さぞ喜んだであろう。喜々として氏神に参詣したことと思われる。祈禱はこのほか、いろいろな場合によく行われている。一八五三年(嘉永六)はひでりに悩んだ年である。当町では五月二五日から七月七日まで四一日間に、たった二回小夕立があっただけで、晴天続きであった。旧暦であるから現今の七〇八月にあたり、真夏の干ばつである。日常生活にいろいろ障害が生じる。藩では七月一〇日に宗鏡寺と御城稲荷・諸杉両社に雨乞いの祈禱を命じ、町方一同へ触れを發した。「日々照り続きに付き、氏神において祈禱修行申し付け候間、明日半日相休み、参詣仕まつるよう…」。祈禱や参詣の甲斐あつてか、当日の夕七ツ時(午後四時)前に二回夕立があつた。しかし、その後八月三日まで晴天が続いている。病氣、天候などは人力の及ばぬところとして、つねに神仏に頼るばかりであつた。現代もいろいろな祈願が盛行している。時代はそれほど様変わりしてはいないようでもある。

藩の民生福

祉行政

江戸時代には、福祉という字句も発想もないが、儒教思想を背影としてお慈悲という名もの・寡婦など生活の自立し難い人々を難渋人として、五人組(隣保)を経て庄屋・名主から藩に願ひ出、藩では役人に実態を調査させた上で、お救い米を盆前と正月前に二斗(約三〇キログラム)ずつ支給している。

一八四四年(弘化元)八月には、義倉役所を材木町に再興し、藩や富裕な商人・農民たちから米や銀を抛出させて備蓄し、難渋人や極貧の人々にお救い米を交付している。また藩主などの死去とか法要に際しては、御追善と称して柳町大橋東詰めの番所に隣接して仮小屋を建て、貧民一人当たり米二合五勺(約三七五グラム)



写真 365 旧出石大橋（大正年間のもの）
江戸期の面影をよく残している。

を施行せきぎょうしている。例えば一八三四年（天保五）隠居久道の死去の際は、一〇月二〇日に米六三石五斗（約九・五トン）を、二万四八四〇人に与えている。同じく藩主一族の慶弔に際しては、座頭（盲人）に配当と称して銀を支給することを例としていた。

頻発する火災にあたっては類焼者に復興資金として金一五兩成し下さる（一八二三年八月一〇日条、川原町）記録や、お救い米二斗ずつ支給（一八二九年九月二七日条、宗鏡寺町ほか）、焼失した牛小屋の仮小屋用にと藩有林より木材を無償払い下げ（一八二三年四月六日条など）、機を逸きゆうじゆつせず救恤きゆうじゆつの手を差しのべ、消火に協力した町方六一人に銀百匁、格別出精者一五人には銀五兩を与えて労をねぎらっている（一八二三年四月

二三日条）ほか、洪水の際格別相働いたとして町方の者一〇人に銀二兩を与えている（一八四一年五月二日条）。老人福祉にはかなり積極的に取り組んでおり、物心両面にわたって施策を講じている。基本的な考え方として長寿は家庭円満で家業に出精し、日常の心掛け善良の結果であるとの観点から、敬老と養老の両面にわたって意を用いている。城下の八〇歳以上の老人には御祝いとして金一兩ずつ支給（一八四一年六月一七日条）、同じく領内の村方の老人には銀一兩を与えている（同年九月八日条。金一兩といえは当時の米代から概算して、現在約五万円に相当する。時には米一俵あるいは銀二兩（一八三〇年一月二七日条）のときもあった。このとき城下では八〇歳以上の老人が三九人、その名を連ねている。百歳になると年々米三俵が与えられ（一八二

七年二月二十七日参、最高齡の一〇四歳のおばあさん(出合市場村庄屋多兵衛祖母いわ・但東町)は、一人扶持(米一石八斗)が与えられ家臣に準じる待遇を得ている。これらは現在の老齡福祉年金のハシリともいえよう。

物質面以外でも、藩主の参勤交代の際、お迎え、お見送りには指定席を与えられるとか、外出の際特にお見えを許されるなどの榮譽も与えられた。藩の重役に対する土下座も免除された。その上孝道を奨励し、孝子・孝婦に対しては、しばしば褒賞を行って老人福祉を補完している事は見逃せない。また両親と折り合いの悪い若夫婦が家出したさい、藩では、城下に「借宅させることを禁ずる」旨の触れを出し(一八四〇年二月七日参)たり、親不孝が両親の死後に発覚した場合でも容赦せず「親在命中仕え方よろしからず不屈きの至り」であると入牢申し付けている(一八三八年六月一七日参)など、老人保護を徹底させている。

貧乏人の子沢山(こざきさん)といわれるが、おおぜいの子どもを養うことは大変である。多子出産には児童手当ともいえる施策を講じているのはおもしろい。すなわち双子(ふたご)出産には、揃(そろ)って一〇歳になるまで米三俵を交付(一八二七年三月二一日参、田結庄町)し、三つ子出生(現香住町下浜)には、同様一〇年間米七俵を支給する旨申し渡している(一八二五年六月二八日参)。二〇万両近い赤字財政(一八二七年九月一五日現在)の中から、民生にできる限りの手を差しのべようとした姿勢と努力は一応の評価ができよう。

商いと物価

商い(商行為)をする者はすべて城下居住が原則であった。したがって村方における居酒屋などにはあり得ない。これは農民に遊興の気風が生じ、農耕を怠ることを恐れた政策のあらわれである。酒造は例外で、富農たちはほとんど酒造免許を得て村々でも酒造りを行っている。ただしあくまでも本業は農業であることに変わりはない。職人たちも城下に集められ、農民の二、三男で技術を身につける



写真 366 旧門垣屋酒蔵

と城下に移住を願い出、営業することになる。一八一五年（文化一二）三月一五日にも鍛冶屋村から儀助が桶屋を、田多地村から定四郎の伴で桶屋と同名の儀助が塗師屋をしないと、城下の親類甚屋藤七、井筒屋六郎右衛門をとおして町奉行に願い出て許可されている。

城下商人の営業種別を知る資料が現存しないので、業種が判然としない。一八一〇年（文化七）に造図された「出石御城下絵図」（町教育委員会蔵）には、城下居住の人名が軒並みに記入されている。その中で職方の場合には「大工何某」とか「桶屋何某」とあるが、商人の場合は屋号と名前のみで業種の記入がない。屋号で「塩屋」であるのに扱ひ商品は油であったり、「米屋」が呉服屋だったりする例はしばしばである。間口

で見るといわれる大店に乏しく、間口五間以上の店は八木町で六軒、本町で五軒、宵田町七軒（鋳物師町の三軒を含む）、田結庄町は五軒である。一〇間以上の間口を有する富商は全町で七軒。最高は一五間、宵田町の吹田屋藤兵衛で本陣宿を勤めている。七軒はすべて酒造業である。魚屋町で一一間の間口を有した門垣屋又兵衛の跡は現在も酒造を営んでいる。なお、これら富商たちは名主とか御用達を勤めている。しかしそれら富商を除くと、庶民の家は極めて小さく、間口が一間（約一・八メートル）というのがある。一間一尺、一間二尺といった家も相当数あり、現在の家屋より余程狭小であった。

商人が表店を取り広げるとか、新規に普請したりすると「城下の飾り」になるとして、御酒料を成し下さ

る（一八四六年四月一五日条）のが例であった。商いはその業種ごとに株仲間を結成して、運上銀（税金）を差し出すのと引き替えに営業権を保証された。新規開業には株仲間の承認が必要であり、したがって株の貸借や譲渡などが頻繁に行われている。藩では時には株仲間を中止させて新規開業を奨励し、冥加銀の増収を図ることも行っている。一八四〇年（天保二）十一月五日には、豆腐屋仲間と麵類仲間を当分停止する旨を申し渡し、新規開業者を奨励しているが、同月二〇日にはそれぞれ二軒ずつ開業が許可されている。ちなみに麵類屋としては、「御城下絵図」天保二年の写しに「ウトンヤ（うどん屋）清右衛門」なる者が、田結庄町に一軒記載されている。また、株仲間は自分たちの営業権を守るため名主をとおして藩に働きかけることもあった。城下の紺屋仲間が、村方から城下に潜入して注文を取り集めていた者を取り縮まってほしいと願い出（『長良家文書』）たり、一八一八年（文化一五）二月二三日には、惣町の商人が団結して行事連署で次のような陳情書を提出している。

一 最近掛け売りが多くなり、その上集金が滞って難儀している。月払いまたは五節句払いとし、相談のうへ通帳式にしたい。それ以外の掛け売りは断りたい。

二 敷き掛けの残っている店を差しおいて、他の同業者は客に物を売らないこと、もし売る場合には客の敷き掛けを業者が代位弁済してから自分の得意先とすること。ただし、現銀売りはこの限りでない。

三 近来農村にて小商いをする者ができて、農業をおろそかにしている。差し留めていただくか、城下に店を出して商うか御指導いただきたい。

藩では、一については顧客との話し合いで、二については取り上げられない。三は追って考慮する。と回



写真 367 出石藩銀札

答している。冥加銀徴収のこともあり、商人たちの願いを無視する訳にはいかなかったようである。

商品の価格については、それぞれの業者組合（株仲間）で統一され、改訂に際しては総代を立て、月番名主をとおして藩に願ひ出て許可を得ている。幕末になると時代が激しく動揺するなかで物価はどんどん上昇し、藩の規制も効を奏しない。なかでも灯油（菜種油）価格の変動は著しいものがあり、年間三〜四回の改訂は常であった。特に一八六一年（文久元）には七回もの改訂があり、政情不安が直接物価に投影して、庶民のさなきだに苦しい台所を大きく圧迫している。ちなみに灯油一升（二・ハリットル）の価格は、一八五八年（安政五）には銀五匁七分であったが、七年後（慶応元）には二九匁六分となり、実に五・二倍に跳ね上がっている。同年の比較では、上酒一升の二匁五厘が三・七倍の七匁六分五厘となり、豆腐一丁は銭二文が七〇文に値上がり（三・二倍）している。米の消費者価格は資料がないので不明であるが、年貢（税金）として米に替えて、銀で納めるときの出石藩の価格は、一八六三年（文久三）には米一石（二五〇キログラム）に付き銀一四三匁（文化年間は六〇匁前後）であったが、慶応三年には九〇〇匁とわずか四年間に約六・二倍に暴騰し、まさに狂乱物価の様相を呈している。けだし生活苦にあえぐ下層階級のなかから、明治維新が推進された理由の一端がうかがい知れる。

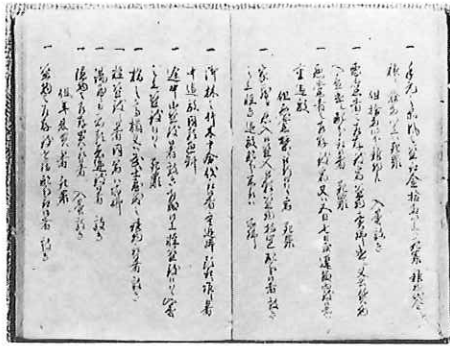


写真 368 御定書百簡条 (写本)

城下の治安 城下の治安については、町奉行と郡奉行が責任者としてこれにあたり、その下役である町同と犯罪 心や下目付が、毎日城下の町々を巡回して治安維持にあたっていた。町同心とは、いわゆる捕物帳に出てくる「同心」のことであるが、町回りの服装は「羽織に股引き」に決まっております(一八二七年七月二日参、テレビで見ると引きスタイルである。江戸の八丁堀同心のようにぞろりとした着物に、巻き羽織り朱房の十手という、イキな姿ではない。

町方では別に番人を雇って自警体制をとっていた。城下の番人は谷右衛門といい、領内村々の番人頭でもあった。七軒町(現弘原区)のはずれに居住し、犯人の捜索や検挙に携わる、いわゆる「目明し」的な活動をしている。小さな城下町では大きな犯罪もおきなかったようで、治安もよく行き届き平穏な日々が続いている。犯罪のうち最も件数の多いのは「博突」である。日記中では「不実の会合」という表現が使われている。実らざる会合とは、博突の本質を言い得て妙である。ほかに三笠づけ、富くじ、富突きといった賭け事も行われており、いずれも博突現行犯として逮捕され処罰されている。

罰則については、八代將軍徳川吉宗が前例を成文化した「御定書百簡条」に準拠しながら、独自の運用を行っている。初犯と再犯・累犯では量刑に大きな差があり、博突の場合、初犯では手鎖で済むが、再犯になると首鎖や追し込め(謹慎)となり、累犯は回数によって、戸締

め、徒罪（重労働）、番人預け、溜入り、入牢、五〇（または百）叩き、所払いとだんだん重くなり、その上に入れ墨、引き回しなどが付加される場合もある。所払いのうちには但馬一国のお構いから、領分お構い、江戸・大坂・京都まで加わった広範囲なお構いもあった。お構い場所では居住を禁止され、五人組帳から名前を除かれて、いわゆる帳はずれの無宿者となるのである。一八四四年（天保一五）二月四日には、博奕の胴元が溜（牢舎）入り、宿元は戸締めの上過料三貫文、客一二人はすべて徒罪の上番人預け、宿元の両隣りと組合の者はそれぞれ過料三貫文、同じく向こう三軒は二貫文ずつの過料が言い渡されている（銭四貫文は金一兩に相当）。逆に博奕の集会を差し止めたとして、銀一兩ずつ褒美をもらった（一八三六年七月二六日条・魚屋町中屋文右衛門ほか三名）例もある。

軽犯罪に類するようなことでも厳しい罰則が適用される。深夜堀橋で酒興のあまり高声で歌い、城下を騒がせたとして追し込め（一八一七年七月四日条）に処せられたり、女性を打ったので首鎖（一八一八年五月七日条）、殺生禁止の禁を破り川で漁をして追し込め（一八二〇年四月二七日条）、屋敷の境界争いで乱闘になり、戸締め二人・入牢二人（一八二三年八月四日条）、心得筋よろしからず首鎖二五日（一八二七年四月一日条・本町かごや）となかなか厳罰である。家中の侍に対する応対は厳しいものがあり、重役に下座せず、追し込め五日（一八一九年三月五日条）に処せられ、家中の刀を盗んで出奔した犯人の兄が戸締め、町内の名主・組頭は追し込め、組合の者一同は叱り（同年四月三日条）を言い渡され、侍へ不法を申し掛けたとして追し込め二日（同年八月二六日条）など、身分差別の厳しさが随所に散見される。

儉約令の違反では、町方の女房・娘たちが桐野村慈眼寺の鐘鑄参詣の際、服装を取り飾ったのは不届きで

あると、多数の夫婦が敢重注意を受け（一八二五年三月一五日条）、翌年には諸杉社の祭礼に魚屋町名主の女房並びに息子の嫁が、不相応の服装を着ていたと主人清助は追し込め二日の罰を受け（一八二六年九月一七日条）、女房が禁制のかんざしを用いた罪で、夫たち四名が一日から三日間の追し込めとなり、下女がピロッド襟を用いたため雇い主が追し込め、下女は慎み（謹慎）を命じられる（一八四三年一〇月二七日

条）など、現代では想像を超えた罰である。ほかに出火（失火）は三〜五日の追し込め、他所者を藩に無断で止宿させると民家では主人戸締め罰、宿屋ならそのうえ何日間かの営業停止を受ける（一八二〇年四月二七日条）。お堀へ雪を捨てた者追し込め四日（一八四一年閏正月朔日条）や、笠をかぶったまま城内を通行して叱り（二八四六年七月七日条）、七夕たなばたの日に道路にゴミを放置して追し込め（二八五五年七月九日条）などとなかなかきつい。これらの罪人を取り調べたり、判決などの申し渡しをする場所・機関を評席といった。

盗みは一段と罰が厳しい。江戸屋敷で盗みを働いた藩士山崎栄助は、鈴ヶ森で打ち首（一八一六年閏八月七日条）。「御定書百箇条」によると一〇両盗むと死罪と規定されている。城下では一三歳の少女がわずかな盗みで手鎖になり（一八一七年七月九日条）、千世という女性も盗みで城下引き回しのうえ、所払い（一八一九年一二月二二日条）に、また一八二一年（文政四）一〇月二七日にも、城下の所々で小盗を働いた男が同様に所払い



写真 369 諸杉神社



写真370 福成寺

に処せられている。同じ小盗でも無宿者は罰が加重されて、腕に入れ墨をされて市中引き回しのうえ、百叩きの刑を受け、おまけに所払いと念がいつている（一八二八年二月一日冬）。

厳しい処罰の反面、裁量権を活用して「格別の御慈悲をもって」刑の軽減を行っている場合もある。一八一九年（文政二）一二月二五日の記事では、病氣療養のため三〇日ほど出牢させてほしいと旦那寺の福成寺を通じて願い出て出牢し、病気が治ってまた牢屋入りといったケースもあり、田植え時期で農繁に付き「日数相立たず候えども」追し込め赦免になった例（一八四〇年四月二四日条・新町）や、博奕で捕えられ組合預かり中、

逃亡し再逮捕された鍋屋太右衛門の伴才治は嚴罰になるところ、足の不自由な老年の父親を介護するため、組合一同の嘆願によって情状酌量され、減刑されて徒罪を言い渡され（一八五〇年一〇月一日冬）たり、すでに徒罪や戸締め（とじめ）に服役中の者三名が組合の嘆願によって釈放になり（一八四六年一〇月一日冬）、また前年所払いになった枕屋治助が前非を悔いて真面目（まじめ）になったとして、組合から嘆願して、帰住が許された（一八四九年一月七日冬）例など、幅のある運用を行っている。

出石犯科帳と 日記の中から、残酷物語を抽出して「出石犯科帳」を編んで見よう。

新撰組の来藩

その一 時は一八二〇年（文政三）七月二〇日の夜、足軽銀右衛門が弟の御台中間（ごちゆうかん）である亀藏と酒を飲んでいて口論となり、亀藏がいきなり脇差で兄に切りつけ殺害して逃走した事件があった。知

第5章 近世の白石

らせによって銀右衛門と同組の足軽や、番人たちが四方に飛んで亀藏の行方を追う。一方、銀右衛門の死体は御徒士目付によって検死されて用人に報告されている。疵の状態は首に三寸、肩口五寸、肩下に四寸の突き疵があり、肩下にはさらに横疵が一尺あった。恐らく出血多量で死亡したものであろう。亀藏の所在は、明るる二一日朝、犯行現場近くの粟畑で発見された。脇差で咽を突いたらしく、横に三寸、深さ一寸ばかりの疵があり、氣息えんえんとして倒れていた。手当てを施す間もなく息絶えた。藩では亀藏の死体を塩漬けにして親類に預けておき、吟味を遂げたのち、二七日に兄殺害犯人と断定し、死体を掘り出し、仕置場で磔木にくくりつけて二日間晒しにかけた。傍らに捨て札を立てていくわく。

亀藏

当辰二五歳

このもの儀、当七月二十日夕、兄銀右衛門を切り殺し逃げ去り候処、翌朝に至り居宅脇、畑中において自滅(害)致し候。在命に候えば重き仕置き(処罰)申し付く可き処、死後の儀に付き、死骸取り捨て申し付くもの也。

まだ暑い盛りを死後七日もたってから晒しになった死体は、ふんふんとした死臭が遠く水上村まで達し酸鼻を極めた、と藩の儒者桜井東門の日記「東門日乗」に載せられている。死



写真371 桜井東門の日記(東門日乗)

後といえども諸人の見せしめのため、処罰を免れることができないとは残酷なことである。

その二 出石城下における死刑執行の例は、一八一五～六九年(文化一三～明治二)までの五四年間に二例しかない。一例は有名な仙石騒動における河野瀬兵衛の斬首(一八三五年六月七日条)であるが、これは政治犯である。窃盗犯の斬首は、中間(武家に仕える下僕)弾九郎の一件のみである。この処刑にあたっては天明年中(一七八一～八八年)の前例にならって執行せよと命じていることから見て、当時でも六〇年間はこの種の処刑はなかったとみられる。

時は一八五〇年(嘉永三)五月一九日、山之中畑村(現但東町畑)の東覚寺に潜んでいた窃盗犯弾九郎を逮捕のため、御郡組の初次、藤蔵及び町同心彦次、治太夫の四人が出張した。寺から駆け出して来た犯人に初次がまず体当たりを加え、他の三人が折り重なり召し捕えて引き揚げた。弾九郎は鍛冶屋村に住む中間で二四歳。逮捕される前年の四月二日に御勘定部屋に忍び入り金一五両を盗み、その後も義倉役所でふとんを盗んでいる。また御対面所などにも忍び込む役所専門の大胆不敵な盗っ人であった。身柄を評席に移して厳しい詮議の末、犯行を白状におよんだが、盗んだ金額は、金一五両三步と銀および銀札、衣類等の売却代金等合わせて銀四八〇匁となっている。藩では犯行の場所柄を特に重視して死罪を決定したが、慎重を期して江戸南町奉行の遠山左衛門尉景元(この人はテレビでは刺青判官とか、遠山の金さんといわれ、庶民の味方として悪人を退治する人気者であるが、まったくの創作である)に量刑の可否について照会している(一八五〇年八月一日条)。

逮捕後半年を経過した一二月三日に死罪を確定し、翌々五日処刑と決定した。スピード処刑である。同日早朝、弾九郎は髪をきれいに結び上げられ、牢屋口に引き出され、下目付立ち会いのうえ、御郡小頭より死

罪申し渡し状を読み聞かされる。観念した弾九郎は謹んでお請けする旨を答える。終わって朝食となり酒が出る。四合ばかりも飲み飯はお碗に二杯、その上希望によってそばをお碗で五杯平らげる。死罪を申し渡された直後にこの食欲はなかなかの者である。のち本縄を掛けて裸馬でなく、もっこに乗せて担ぎ出し、十町および居村の鍛冶屋村を引き回す。引き回しには御郡組小頭利右衛門、町同心小頭戸一右衛門、下目付利助、ほかに御郡組四人、町同心二人、番人頭谷右衛門ほか番人五人が行列し、そのあとから警固役川口孫惣まごが付き添った。なお、刑場には白衣の御郡奉行乗竹彌のりたけ、波多助左衛門、町奉行岡部鉄五郎など二五名の関係役人と、御郡組から縄取り、助け縄、控え縄の三人が控えており弾九郎を受け取る。到着後昼食が給され、酒二杯、握り飯五つを食べ終わって、土壇に上り、静かに斬首された。通常刀取り（執刀人）は御郡組か、町同心のなかから腕利きが選ばれるのであるが、この時は番人加助が刀取り、助太刀に谷右衛門が指名されている。加助はいたって手際よく首を刎はたと報告されている。処刑後死体は取り捨てられ、刑場には捨て札と呼ばれる罪状を記した立て札が立てられすべてが終わった。前掲の「東門日乗」は次のように記している。

五日。寒の入り。朝から雪霏ゆきとして舞う。今朝正六時罪人団（連）九郎引き回しの上打ち首仰せ付けらる。松縄手において也。観る者堵牆とせき（垣根）の如し。

「岡本氏家伝書」に弾九郎辞世の歌として、左の歌が載せられている。肝もすわり風流も解する



写真 372 高石塔（処刑者供養碑）



写真 373 船屋は今も旅館を営業

青年であったようである。

七重八重かすみの月をふみこえて

曇らぬ後世に行くぞうれしき

その三 次は新撰組隊士の来藩に伴う、番人の活躍である。幕末風雲急を告げる一八六六年（慶応二）六月一五日の夜、四挺の宿駕籠が福知山より城下に入り、田結庄町の旅籠船屋半左衛門方に止まった。早速半左衛門を通じて町奉行太田忠兵衛へ、用向きと依頼事項を申し入れてきた。来藩したのは京都守護職松平肥後守預かりの新撰組の隊士内海次郎、松本喜次郎、三井丑之助、近藤芳助の四名で、用向きは脱走隊士柴田彦三郎、変名海野七五三の搜索依頼で人相書も差し出している。藩では協議の結果、申し入

れを受諾して協力することを決め、町奉行に捜査方を命じた。

町奉行は早速領内の番人に指示を与えて探索が開始された。捜査の結果、意外に早く発見された。一九日の朝、江原村（現日高町江原）骨柳屋宇兵衛方に止宿していた柴田は前の川へ顔を洗いに出たところを、番人善平が前から組みつき、同じく番人初平が右手を押え、御郡組長太夫が背中を（十手で）打ち留め、三人がかりで組み伏せて縄をかけ、新撰組に引き渡し、駕籠に乗せて帰って来た。まさにスピード検挙であって、藩は大いに面目をほどこした。その功によって長太夫は翌二〇日付けで、下目付格から小頭格へと昇進したが、番人については何も記載されていない。

御褒美成し

下さる

信賞必罰を旨とした藩政下では、罰も敵しい代わり、褒賞もまた頻繁に行われている。特に人倫にかかわるものについて著しい。孝子、孝婦、貞女、正直者、一家和熟、家業精励など積極的に対象として取りあげている。城下の庶民に関する褒賞の実際について見てみよう。一八二三年（文政六）八月二〇日、評席は次の申し渡しを行っている。

父親在命中並びに、当節母老衰自由も叶わず候ところ昼夜親切に介抱致し尤の事、これによって米一俵成し下さる。（八木町・野中屋九右衛門）

夫死去後倅幼少にて渡世難洪のところ、昼夜心勞して家名相続し、そのうえ、大破した家作まで新築、身持ちもよく母子睦く相暮らし奇特のいたり、よって鳥目一貫文成し下さる。（田結庄町・油屋大吉母さつ）

常日ごろ家業に出精、母に仕え方よろしく、先年妻長い病にて相果て候節、よく看病し家内睦く奇特の儀に付き、御米一俵成し下さる。（本町・柴屋新兵衛）

夫病氣にて難洪のところ、昼夜心を配って介抱し、商売もよく稼ぎ、婦人でありながら格別奇特の至り、よって鳥目一貫文成し下さる。（宍田町・魚屋源四郎女房さし）

昼夜家業に出精し、病身の両親に親切に仕えて安堵させ、養子として格別奇特である。よって御褒美としてお米一俵成し下さる。（材木町・糶屋与市郎）

親孝行については、毎年表彰し褒美を与えているが、これは藩から町奉行や郡奉行を通じて、町や村へ該当者の申請方を指示し、それによって名主・庄屋などからそれぞれ推薦したものと思われる。一八一五年（文化一二）正月五日と一八一八年（文政元）八月二一日の記事は、このあたりの消息を伝えている。

（月番御年寄より）町奉行へ。町々その一町において、孝人、奇特人並びに家業格別出精致し候者共を、名主・行事ども

見請け候随一の者共一人ずつ、名前内々に書き出し候様申し付け、書き出し候上は、名前の内何町、誰と申すもの、一町の内にて随一の者に候か、よくよく厚く取り調べ申し達す可く候事。

(町奉行より御年寄へ) 川原町・大江屋与三右衛門後家(六〇歳)の娘その(一五歳)は、平生母へ仕え方よろしく奇特の由、組合総代並びに庄屋奥印をもって申し達す。

川原町与右衛門(六〇歳)は、年来日雇い稼ぎで渡世いたし来たり、平常母(九一歳)に仕え方よろしく、追々母極老に及び、立ち居など不自由のところ、朝夕食事なども心を尽くし、あれこれ神妙奇特に養育仕まつる旨、組合総代より申し達す。

家庭円満、一家和順の奨励には、「常々心得筋よろしく一家和順に相暮らし奇特の至り、御褒美として鳥目一貫文」を、博労町・鍋屋与平次、出石町分百姓、本町・喜作などが受けている(一八三三年正月二日条はか)。また三夫婦そろうことは平常の心掛けよく家内円満の結果であると賞賛され、毎年米一俵二斗ずつ贈られる定めであり、城下では一八五七年(安政四)五月一日に、田結庄町・日野辺屋庄七家が該当して賞賜されている。日常の平凡な家業に精励することも褒賞に値し、家業の紺屋職出精により田結庄町の八十兵衛や、農業に精励した町分百姓の鋳物師町善六たちが、それぞれ鳥目一貫文を頂戴(一八四二年正月三日条)し、藩の物価対策に協力し「近来諸商売もの値段引き上げのところその儀無く、前々のとおり実跡に商売致し候は奇特の至り」と米一俵を褒美にもらったのは、田結庄町の鎌田屋市右衛門と、同町八百屋六太夫である(一八二五年一〇月一日条)。同じ家業でも医師は別格で、牢医を数年来精勤した本町の町医又文は帯刀を許され(一八四五年七月二七日条)、川原町の町医秋桂も町医精励を賞され一八四六年(弘化三)五月二十五日同じく帯刀御免、翌年八月七日には重ねて賞賜され苗字(姓・工藤)を許され、御心付けとして金二百疋(一疋は一〇文)を



写真374 旧門垣屋の前景

成し下されている。また町行事として町役に励んだ新町行事治右衛門が一八三六年(天保七)六月七日に、川原町行事の由兵衛は一八四七年(弘化四)八月二十九日にそれぞれ銀二両を受けた。なお、一八四〇年(天保一一)二月一八日には、町方の地子(市街地の宅地税)を手早く完済した名主・庄屋ら八名が褒賞として御酒料に南鐐(二朱銀)一片を下賜され面目をほどこしている。

正直のこうべ(頭)に神宿るといわれた時代、夜路上で財布を拾い早々に奉行所に届け出た、本町の嶋屋八兵衛は「正直な取りはからい殊勝である」と御酒料二〇疋をもらい(一八四四年二月一日条、前年の一月一六日には、鋳物師町・鍋屋長兵衛の一二歳になる長男が、銀札(紙幣)一四匁入りの財布を拾って届け出た

ところ、落とし主が奥山村の小助と判明、規定により半金の銀七匁を渡されている。現在の一〇二割程度とは段違いの報奨金である。そのほか、火災の際消火に協力した(一八二九年一〇月五日条、洪水の際格別に働いた(一八四一年五月一日条)としてそれぞれ銀を与えて労に報いている。変わった褒賞としては一八四四年(弘化元)一二月晦日(三〇日)に次の記事がある。武士優先の身分差別の典型といえよう。

(魚屋町) 門垣屋又十郎。家族、召し使い等まで、御侍中へ対し恐敬(かしこみ敬う)厚き趣に付き、御褒美として銀一兩成し下さる。但し、召し使い等へも銀一兩成し下さる。

神社と祭礼

城下には産土神うぶすながみとして、諸杉もろすぎ・磯部いそべ・伊福辺いふくべの三社があり、それぞれ城下を貫流する川によつて氏子町が決められていたが、諸杉社は城内三の郭くわくにあり、稲荷社とならんで城の鎮守でもあったところから、藩主の尊崇も厚く、氏子町も多く祭りなど盛大であった。諸杉社の祭礼日は旧暦九月八・九日で、八日には、城の東門外に御旅所を仮設して御輿みこを安置し、夜を徹して番士が警備にあたり、九日の本祭りには御輿を東門から城内へ迎え入れ、御対面所に設けられた棧敷まで藩主自ら出御して直拝している。藩主在府のときは筆頭年寄が代拝する。御輿に供奉する練り物にもぎやかな音曲はなを囃しながら、各氏子町から城内に入って藩主やその家族の御覧にいれ、順次西門から城下に出て氏子町を巡り、御輿は夕方再び城門に帰って本社へ還幸となる。城下巡行中は神社奉行の下役や町同心が供奉して警固し、還幸後異状の有無を奉行を経て、御用部屋まで報告している。祭りの主役は大善院という真言宗の僧侶で、二・三人の神子みこもこれに加わっている。藩主からの御供えには太刀一振り、馬一疋代として銀一枚が献ぜられる。また御祝儀として大善院へ金二百疋、神子たちには湯立料・御神楽料として合わせ金二百疋が贈られるのを例とした。

伊福辺社は不動院という真言の僧侶が奉仕しており、祭礼は同月十四日に執行している。練り物などの記録は見当たらない。疫病平癒へいゆの御礼に笹踊りを行った記録がある（川見家『諸色記録書』）。磯部社は同月一六



写真 375 伊福部神社



写真 376 石部神社

日が祭礼日であるが、氏子町も少ないので練り物などは隔年実施であった。奉仕は西林寺(真言宗)の僧侶があたっている。これら真言の寺院はそれぞれの社の境内と寺域を同じくしているのが通例であった。

城内には諸杉社のほか、稲荷社があった。これは小出氏が出石移封にあたって、岸和田城外田中村にあった稲荷社を城内に移し城の鎮守としたもので、御城稲荷社(現有子山稲荷神社)と呼ばれていた。谷山町(現下谷区)にあった光明院(現魚屋区)が奉仕していた。二月の初午には信仰と城内通行の機会という、物珍しさもあって領外からも参詣人が雲集した。参詣人が多く雑踏を極めたため、藩主の寺詣りを中止して家臣に代参させた(二八三八年二月三日参)記録もあるくらいである。初午以外の参詣は領民のみに限られ、大手門通行に

は鑑札が必要であったが、初午三日間はフリーパスであった。また、二の午の当日は蚕祈禱があり、養蚕家の参詣が多く、藩からは郡奉行が参拝している。幕末になって黒船が来航し、勤王派と佐幕派の対立など世情騒然となつて、武備を嚴重にしなければならなくなつた一八六五年(元治二)には、一般民衆の城内立ち入りを禁止し、初午の前夜六日間は、大手門外の駒寄せ(現今では駐車場にあたる)の広場に、御旅所を仮設して参詣させることに改める旨、触れが出ている(正月二四日参)。このときの警戒ぶりは嚴重を極め、大手門番所には鉄砲一〇挺を立て並べ、番士を増員、東西両門をはじめ城下の入り口五か所に見張り番をたて、市中には見回り組を常時巡回させるものしきであった。維新後、世の中

第4節 近世後期の出石

が平静になった一八七一年（明治四）に「初午祭従前の通り相心得、昼夜にかかわらず勝手（自由）に参詣、にぎにぎしく祭礼致すべき」旨が触れ出され（正月一五日参）、本社参詣が復活して現在にいたっている。

祭礼では八木町の祇園社（持徳院持ち）が六月七〜一四日までの長祭り、呉服社（同）が九月一七日、嘉利帝（鬼子母神社（魚屋町本高寺持ち）が六月一五日、弁天社（同）が翌一六日、心光院観音（魚屋町）は同月十七日、智明院観音（谷山町）が一九日、さらに清正公祭（谷山町経王寺）が二四日と続き、松畷の高石塔（本高寺持ち）の祭りが七月十六日、同じく六地藏（宵田町地藏講持ち）が二三日、山々の火振りが翌二四日と夏祭りが連続している。

祭礼には歌舞伎、操り

（人形）芝居、狂言などが催されたと思われるが、儉約令の厳しくなった幕末期には禁止されている。村方（細見村）で氏神の祭礼に無届けで、歌舞伎・狂言を催し重々不届きであるとして世話人二人は手鎖、庄屋・組頭は追し込めの刑に処せられ、五日後に赦免となった（一八一八年八月二三日参）事件もある。

なお、寺院内でまつられていた社で、明治の神仏分離政策



写真377 八坂・呉服神社



写真378 金剛院

によって独立した神社としては、材木区の天神社(心光院・魚屋区)、柳区の水天宮(吉祥寺・下谷区)、川原区の蛭子神社(金剛院・松枝区)などがある。

娯楽と年中

行事

江戸時代、庶民の生活は苦しく、娯楽もまた乏しかった。人々は何に楽しみを求め、心を慰めたのであろうか。正月やお盆、祭りにわずかなくつろぎと慰安を求め得たに過ぎない。

そんな日常で、まれに芝居の小屋がかかったり、相撲の触れ太鼓が鳴ったりすると、大変な喜びであったに違いない。それは興行日数が、晴天三日とか五日、長いものになると一〇日というのがあり、非常に長期間の興行であったことから、人気のほどがうかがえるというものである。

興行物のなかでは相撲と芝居が多い。芝居には歌舞伎と操り芝居の二種がある。これら興行物はいわゆる勧進興行が多い、寺院や神社が堂や社殿、鳥居などの修復費用や、再建経費の財源確保のためのもの、または庶民が自普請じふしんといって、藩の管理外の村道や農道、それに架かる土・板橋の修復費用ねん出のための興行である。場所は常設場がないので、寺社の境内とか川原が多く、したがって晴天の日でなければ興行ができない。相撲には素人の花相撲や奉納相撲も催され、芝居では領内手辺村(現日高町府市場)に、福太夫という座元があり、歌舞伎・狂言・万歳まんざいなどを演じている。

相撲は家中の侍もときには町人と同席で見ることを許され、まれには藩主の観覧もあった。一八一五年(文化二二)一月一三日に、藩主政美は、町方役人の勧めによって、父の隠居久道ともども相撲を観覧した。しかし庶民と同じ囲いのなかで同席したのではなく、東門外で興行しているのを、城内の多門(長屋になった城壁)の窓から透見すきみするという観覧方法をとっている。久道はその後三二年(天保二二)一月の一四、一五の両

表 105 文化12～文政2年の興行一覧

実 施 日	種 別	理 由	主 催 者
文化12・3～4月(10日間)	歌 舞 伎	庚申堂造作	金剛院
〃 12・10月 (5日間)	相 撲	花 相 撲	福成寺
〃 12・10・12～13日	〃	〃	町 方
〃 12・11月 (3日間)	〃	橋 架 け 替 え	川 原 町
〃 13・2月 (5日間)	〃	自 営	勇取り長 蔵
〃 13・4・3～8日	芝 居	永 代 経	福成寺
〃 13・4月 (5日間)	芝 居	石 橋 に 架 け 替 え	出石町分
〃 14・3・17～26日	芝 居	自 営	手辺村福太夫
〃 14・10・14～18日	相 撲	伊福社屋根修復	不 動 院
文政元・8～9月(7日間)	〃	稲荷社屋根修復	黒田周防
〃 元・9月 (7日間)	曲 芝	境 内 橋 修 復	福成寺
〃 2・4・□～27日	芝 居	—	心 光 院
〃 2・9～10月(7日間)	相 撲	多 茂 宮 鳥 居 修 復	持 宝 院

日にも同じ方法で相撲を楽しんでいる。しかし殿様ともなれば透見といえども力士・行司・呼び出し・勸進元などへそれぞれ祝儀をはずんだほか、赤飯のむすびに酒を添えて力士たちに贈っている。

一八一五年(文化一二)から一九九年(文政二)の五年間に行われた興行を列挙すると上表のごとくである。

右のほか、おもしろそうな興行物に、一八二二年(文政四)五月二五日から三日間興行された「ぎりん」の見世物がある。さぞ珍しくて人気を呼んだことであろうと思われる。一八二八年(文政二)六月二五日には如来寺で力持ちの曲技が興行され、一八四八年(嘉永元)四月二一日には、越後から来た手づま(手品)奇術師五人が城下巡回を願い出て許されている。

化政期は町人文化の爛熟期といわれる。見て楽しむばかりでなく、自ら演じる娯楽も盛んで、特に浄瑠璃が盛行した。領内寺坂村伊八の伴泰吉は、若年より三味線を好み、田結庄町天王寺屋兵蔵方にて手ほどきを受けたの



写真 380 天王寺屋墓碑
(福成寺墓地)



写真 379 鶴沢清七供養塚
(寺坂区)

ち、大坂に出て修業して大成し、鶴沢清七と名乗り、全国でも名人といわれるほどの上手になっていた。一八四五年(弘化二)十一月、父伊八の一七回忌にあたり弟子四、五人を連れて帰国したのを幸いに、町内の愛好者が集まって清七を招き、さらえ(練習)浄瑠璃の会を四、五日開きたいと天王寺屋より願い出ている。

このほかにも自分たちのノドを披露するため、高名な師匠を呼んで「おさらえ会」をすることがよく行われた。竹本文字太夫は清七帰国の翌一八四六年(弘化三)四月二五日に西方寺で、次いで同年一〇月一二日に大鍛冶の細間の、かつら屋で「おさらえ浄瑠璃」を催したいと願い出て、それぞれ許可されている。その他、祭礼やうら盆には(守劇)や、踊りが町民たちによって盛んに行われている。

年中行事で現在廃れつつあるものに、正月の左義長(どんど)がある。とくに旧城下では道路がすべて舗装され、適当な広場もないままにほとんど見られなくなったが、当時は城下の町々では一日の朝、城中では三の丸の御広庭で一五日の朝、

それぞれ左義長が行われている。左義長ということばも現在では耳馴れないが、日記にはすべて左義長と記されている。城中と町方では呼称が異なったのであろうか。

さらに正月では、城中においては松囃(ばやし)を祝い、七日には万歳が台所にまかりでている。また最初の辰(たつ)日には、屋根に水を打つ(一八二二年正月四日参)行事があった。これは火難を免れるという民間伝承に由来するもののようなものである。

六、七月の各寺社の夏まつりや、七月一五日のうら盆には踊(おど)りがよく行われているが、現在、踊られている松坂音頭なのかどうか、よく分からない。中村(中村区)の『川見家文書』によると、一八三八年(天保九)の条に「笹踊り」が登場する。一八七二年(明治五)に出石神社が国幣社に列せられた記念行事にも「子ども笹踊り」を催したいとの願書が見られるが、現在古老に聞いても笹踊りという名称すら伝わっていないようである。七月二四日には万灯山で「火振り」が行われているが、「万灯山」がどこであったか現在忘れ去られ、火振りも廃れている。これも火伏せの行事だと言われている。

八月朔日はいわゆる八朔(はつしげ)で、この日は農村に限らず城下の町々でも、八朔の綱引きが行われている。綱が切れると、翌日は半日休みとなるきまりであった。一八二八年(文政二)の八月には、綱引きの取り計らいが適当でなかったとして、田結庄町の行事(町役)が「追し込め」の刑に処せられ、一八三二年(天保三)には、八木町で綱引きの節、不届きな行爲があったとかどで定使(じょうしつか)の弥助(やすけ)が「戸締め」(雨戸を釘(くわ)付けにして謹慎)の刑に処せられ、その際の取り締まりに不正ありとて、町同心が「叱り」(戒告)の上、五日間の「追し込め」をくっている。年中行事といっても単なる遊びごとではない真剣なものを感じる。

七、八月にはよくひでりが続いたり、稲などに害虫が発生するので、雨乞いや虫送りの行事が営まれている。両方とも農作に係るものであるが、雨乞いは「万灯山」や「古寺」が祈祷の場所である。虫送りは藩に願ひ出て、鉦や太鼓を打ちならし、はやし言葉を唱えて田の畦道あぜを行列で行進し、虫を追いたてるものである。年中行事ではないが毎年のように行われている。

九月は氏神の祭礼があり、一〇月の亥いの日には亥猪げんじ（亥の子）といって、城中では亥の子餅を祝い子孫繁栄を祈った。城下でも農家では亥の子を祝った。なお、城中では一二月一三日が媒納すめで、清掃後諸門へ門松を飾り正月を迎える準備をしている。庶民には越すに越されぬ年の瀬が、これから正念場を迎えるというのに、早ばやとした城中の年中行事である。

たび重なる

江戸時代には治水の不備による洪水の難や、密集する紙と木の家々による火災によって、城

災害

下はたびたび災害に見舞われている。日記によって一八一六年（文化一三）から、一八二五年

（文政八）までの洪水記録を拾うと次のようである。

文化13・閏8・4 昨夕より大風雨にて大橋下増水六〜八尺余。宵田町惣右衛門水死

文政3・3・19 昨夜より出水、大橋下六尺になる

〃 3・5・27 今日大雨に付き大橋下増水六尺

〃 4・8・5 昨夜中大雨にて大橋下七尺増水

〃 5・7・26 今曉大橋下増水五尺五寸、新橋橋杭一本損傷

〃 8・8・14 昨夜より大雨、大橋下にて七尺三寸、暮六ツ時（午後六時）過ぎごろより引き水となる



写真 381 現在の出石川（堀橋付近）

一〇年間に六回の洪水であり、多い年には一年に二回の被災である。谷山川は町家の東側を南から北へそして西へと、その外周をうねうねと回りめぐって流れ大川（旧出石川）に注ぎ、城下はすべて川に囲まれていた。したがって洪水のたびに濁流は人家に浸水して大きな被害を与えた。幕府へ届け出た一八一六年（文化二三）の領内水害報告書によると、山崩れ一九四〇か所、流失した橋一三五、家屋四七。倒木は二七二二本、水の被害高米二万七五七〇石余となっている。

一八五〇年（嘉永三）三月三日の日記は、城下出水の記録を生々しく伝えていいる。それによれば二日の夜から強い雨が降り出し、明けて三日は上巳じょうしの節句せきぐというのに曉七ツ時（午前四時）ごろから北東の風がつのり大

雨風となり、夜には大橋下で九尺三、四寸（約二・八メートル）に達した。大橋の下で平常水位の上に六尺（約一・八メートル）増水すると、危険水位に達したとして役人が大橋まで出張って警戒体制を布くのを常としていたから、三日の朝は五ツ半（午前九時）には役人が大橋に詰めていた。谷山川筋の出水が殊のほか烈しく、川も道路も一面の奔流となった後は欄干橋かたなの上から岩鼻（岩鼻稲荷社のあるあたりで武家町）への道路、宗鏡寺町丁字屋辺（東条区・武田窯工付近）まで一面の川原となり、元の川筋は石や砂で埋まってしまう、前代未聞の事態となった。当日欄干橋辺から水は材木町に溢れ出して東御門に突き当たり、その上に城山からの水も烈しく落下して堀の水が溢れて奔流となり東門前の土手が切れ、溢れ出た水は内町に流れ込む。大手でも堀の

水が溢水して、八木町・田結庄町の町家は床上浸水、さらに鉄砲町辺も床上浸水し、昌念寺御廟辺も土砂崩れ、大木三本が根こそぎになり、如来寺の善光寺(善光寺如来をまつた堂)前の松も根から倒れ、松暖の松並木も数十本倒木が出ている。馬場町(松枝区)の道路では深いところでは七尺(約二・メートル)余りにも達している。松枝区一带の床上浸水は想像に難くない。浸水家屋数などの集計資料は無いが、全城下が水浸しとなり、板・石・土橋の流失、石垣や土手、道路の決壊、山崩れ、田畑の土砂流入など惨澹たる被災状態である。

火事もまた実に多い。日記中に散見する城下の出火は二〇〇軒以上の大火から藁稲木の燃え上がったものまで合計すると、一八一五年(文化二二)から同六九年(明治二)までの五四年間に、なんと六七回にも及んでいる。なかでも一八三八年(天保九)には年間に六回、八月だけで三回(うち一回は二〇軒焼失・新町)もの火事騒ぎがあった。特筆すべき大火は一八二三年(文政六)の裏町大火と、同六六年(慶応二)の小御料庄町の初午大火がある。

文政六年四月五日夜八ツ時(午前二時)ごろ、鉄砲町橋より四、五軒西の方裏町民家(永楽そば付近)小林屋から出火、折からの烈しい南風にあおられて鉄砲町一带に燃え広がる、家中屋敷・長屋が残らず焼失、裏町民家も残らず、川原町は堅・横とも残らず焼け失せ、田結庄町は東側が裏町角より北、西側は真覚寺下隣より全部類焼し同日六ツ時(午前六時)過ぎに鎮火した。悪い事は重なるもので八ツ時(午後二時)には地震があ



写真 382 如来寺



写真 383 小御料庄焼け直後建築の民家

陣頭指揮に当たっている。物頭倉品斐夫は組の者を引き連れ、火事のどさくさにまぎれて他所から怪しい者が入り込まないよう、騎馬で城下を見回り警戒に当たった。

連日の晴天で屋根などよく乾燥していた上、風も強く大惨事となった。焼失家屋の明細は無いが全部で六軒焼失したと『仙石家譜』は記録している。称名寺も一緒に焼失（後、現在地に再建したと推定される。俗に小御料庄焼けといわれている大火である。火元は足輕数平宅と判明した。後日数平の申し立てによると、当日数平は初午のため御門の警固に早朝より出仕していた。家では家人（妻か）が赤飯でも蒸すのか市中に小豆あずきを買いに出て留守の間に、竈かまどの火がくすぼり柴しばに火がつき、さらに傍らの俵に燃え移って火の手が上がっ

って、夜には雨となり明け方（六日）には大風雨となった。まったく泣き面にハチの悪日であった。焼失家数は、鉄砲町二八、裏町六五、川原町一六五、田結庄町一一、計二六九軒にのぼる大火であった。うち四〇軒は御家人（藩士）の家であり、ほかに鉄砲町番所と如来寺も罹災りさいしている。

慶応二年二月四日は三丹一の大祭といわれた、御城稻荷社初午の当日であった。参詣人が雑踏しだした午前一〇時過ぎ、突然の早鐘は人々の耳目を驚かした。火元は大橋を西に渡った小御料庄町であった。西北の風が強く火はたちまち小御料庄町をなめ尽くし、博労町神子みこの細間ほそまに飛び火、川原の分に燃え広がり、さらに小人町へと飛び火して火口が三か所にもなり大騒ぎとなった。殿様（久利）も事態を心配して自ら出馬し、

たのが惨事を引き起こした原因であった。ちょっとした不注意が大惨事につながる好例であるが、小豆がお茶と誤り伝わったものか、初午祭当日にはお茶を忌んで白湯さくにする風習が、極最近まで旧城下では残っていた。なお初午が早い年は火事が多いともいって用心したものである。

当時同町で被災した大森章市家に残る「慶応二年・出火見舞帳」は当時の見舞いの品々によって、庶民生活のつましい一端をうかがう事ができる。旦那寺から米二升、親戚知人から、藁・縄一束、しゃくし二本、むしろ三枚、ほうき一本としゃくし三本、徳利一本などとなっており、ほかに夜食、ぼた餅、煮しめなど炊き出しの見舞い品がある。贈り主の中には、新撰組が宿泊した船屋半左衛門だとか、桂小五郎をかくまった鍋屋喜七、塩屋十兵衛などの名も見える。

領民歓楽と忘 出石藩では、明治の御一新にあたり五か条の御誓文の一つである「人心をして倦うまざらし

憂の地楽々園

めん」趣旨に基づいて、一八六九年（明治二）一月二二日、城下はずれの鐘鑄谷かねい（現精和園

児童寮所在地およびその周辺一帯の地）を楽々園と名付け、四民の歓楽忘憂の地となすことを管下に布告した。

なお、園地の整備も行うことも付け加えたので、町方・村方からも西湖柳の猷木、労力奉仕の申し入れなど積極的な協力を示している。

同月二九日午前七時、出石藩知事仙石石久利ひさとし（二月に版籍奉還し六月藩知事拜命）は、開園を知らせる祝砲を合図に藩城を出発して、権大参事堀田反爾、少参事長岡鎮、権少参事桜井熊一（勉）らを従えて騎馬で楽々園に臨み、望野台上登って地神を祭り開園式を挙行した。盛んに祝砲を放って景気付けを行っている。知事は一一時に引き揚げ、正午から一般男子に、翌三〇日正午からは女子にも解放され、公営の歓楽地となった。



写真 384 楽々園縮図 (岡本久彦氏蔵)

なお、町方から河村又三郎・大橋又十郎、村方からは片間村の水嶋六兵衛が、楽々園掛^{かかり}を仰せ付かった。

藩では、楽々園開設の趣旨を大略次の如く布告している。「楽々園の儀は、上下歓楽をいたすため創^はたものであるから、飲酒、放歌、手の舞い足の踏むところを忘れるまで打ち解け、遊興することは勿論ながら、喧嘩・争論は歓楽の意味を妨げるものであるゆえ処罰する。よくその旨を心得てむつまじく歓楽すべきである」。なお、開園時間は午前六時より午後五時までと限られ、男子にあっては、観月・螢狩りなどの場合は願いによって延長できるとし、女子が男子を同伴して入園する事は禁じられていた。男子が女子を同伴することについては何も触れていない。士分の者は、三味線や浄瑠璃を習うことを禁じられていたが、園中では自由に楽しむことが許された。また他領の人を連れて入園することも随意であった。

開園後の利用状況については記載がないので不明で

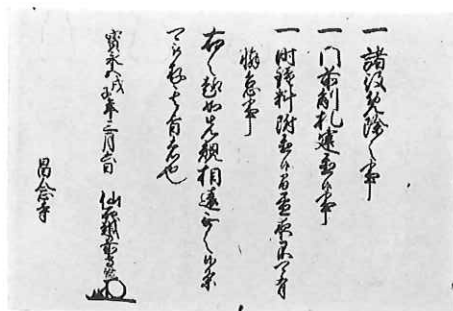


写真 385 時鐘料のお墨付き (昌念寺蔵)

あるが、開園式の翌日、侍二人が飲酒のあげく、放言暴論におよんで衆人の歓楽を妨げたとして、それぞれ謹慎を言い渡されている。運営の困難さは想像できようというものである。

時鐘から辰 各戸に時計の無かったこの時代は、城下の住民に「時刻」を知らせるのは寺院の鐘であった。鼓へ 特に昌念寺(魚屋区)は、小高い場所に位置しており、鐘の音が城下によく響きわたるので、

藩から「時の鐘」を撞くことを委託されていた。これは小出氏受封以来の事で、松平・仙石氏と引き継がれた。当初は鐘撞き料として年に米一〇石(約一五〇〇キログラム)を扶持(給与)されたが、松平氏るとき五石加増されて一五石となった(『出石志料』)。現在もこれを証する藩主のお墨付きが、昌念寺に三通残っている。同

寺は、仙石家の藩祖である越前守(権兵衛)秀久の木像がまつられていた(現在は本丸跡の感応殿にまつる)ので、門前には寺中の竹木伐採や殺生、狼藉の禁止を言い渡す制札も建てられていた。

時鐘は何時に撞かれたのであろうか。手がかりとして二つの事件が日記中に見られる。一つは一八一六年(文化一三)五月一三日の記事である。大手門番所の拍子木番が昨夜一二日の暁七ツ(午前四時)の鐘を聞かなかったが、定刻になったので御丁場を巡回しましたと上司に報告した。御目付が早速昌念寺に聞き合わせたところ昌念寺では、「その時刻は御料具(仏前に供えるお膳)の準備中であるので、すでに起床している。したがって鐘を撞き忘れるということはない。間違ひなく撞いた」と返答した。藩では聞き



写真 386 辰 鼓 楼

違いを申し立てた拍子木番を、不都東であるとして「叱り」を申し渡している。

その二は一八一九年(文政二)七月六日の記事である。今度は昌念寺から「昨夜四つ(午後一〇時)の鐘を二度も撞き、不調法の段…」を謝罪している。この二例からすくなくとも午前四時から午後一〇時までは一辰(よき)(二時間)ごとに鐘を撞いて時を報じていたことは確認できる。四ツにはすでに起きていたから撞き忘れないという寺側の言

い分から推し測ると、「就寝中ならば寝過ごして撞き忘れることもあり得る」と言う意味に解され、真夜中にも起きて撞いていたと理解される。したがって残りの午前〇時と二時も時鐘は撞いていたとみてよいだろう。すなわち一日に一二回、時を報じていたと考えられる。城内では火の元見回りとして、夜間のみ半辰(二時間)ごとに内町を拍子木番が巡回していた。

かくして二八〇年にわたって馴れ親しんできた、時の鐘も時代の変遷とともに、一八六九年(明治二)一月二日廃止が触れ出された。太鼓で辰(時刻)を報じるというのである。すなわち辰鼓(しんこ)である。ただし昌念寺には経過措置として、当分の間五石を給与する旨が付け加えられた。同日付けでさらに一二時制(現在の時制)

さらにその翌年の一八七二年（明治四）四月一日には、大手門の傍ら内堀に面した檜台ひのたいの上に時報台が落成し、「辰鼓楼」と名付けられた。同時に辰鼓掛を廃し、所管を藩治庁（出石藩役所）門衛に付属させた。辰鼓楼の建設については、町方からの献金などもあったようである。五斗遣わした旨も記述されている。かくて明治の御一新は、文字どおり城下の人々にその生活の土台から、好むと否とにかかわらず急激な改変を迫って来たのであった。

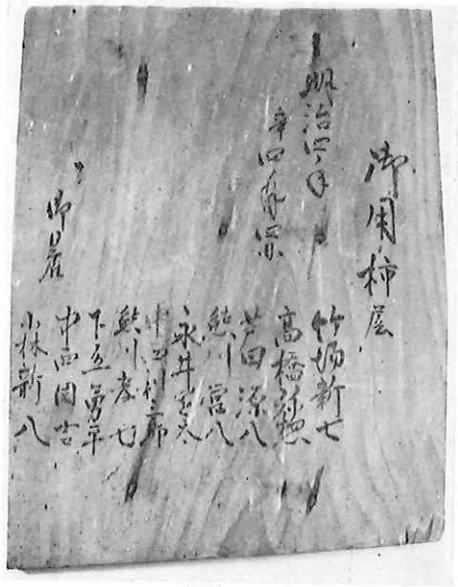


写真 387 辰鼓楼ちくころう柿茸しじゆき棟札（町教育委員会蔵）

に改正され、太鼓の打数は時刻に合わせ、一時に一打、二時には二打というふうに定められた。なお「当分の間守辰兼務」の者が二名発令されている。

次いで同月の二五日には、城下での太鼓使用を一切禁止する旨が触れられた。時報と紛らわしい音を排除するためである。ただし、神社では小鼓のみ必要時に限って使用が認められた。明けて翌年正月五日には、新規に「辰鼓方」として専任者が雇い入れられている。

あとがき (編集日記より)

昭和五・四・一 石田大策町長、新出石町発足二〇

周年を記念して『出石町史』上・下二巻発刊を

企画、町史編集委員会、同編集室を設置。編集

委員五名、執筆者八名を委嘱。史料収集より開

始。

昭和五・五・九 升田賢一町長就任、町史編集事業

を継続。

昭和五・三・二九 石田松藏氏(編集委員兼、考古・古

代・中世執筆担当)豊岡市在住、急逝。

昭和五・四・三 故石田松藏委員の後任に、石田善

人氏(岡山大学教授・兵庫県史編集専門委員)明石

市在住)に委員就任を交渉。

昭和五・七・五 石田教授、委員就任ならびに執筆

(古代・中世)及び監修を承諾。

昭和五・七・四 再構成の編集委員会(第二回)開催、

資料編二巻の発刊を企画。

昭和五・七・三 町長と協議、資料編を含め『出石

町史』は全四巻(通史編二巻・資料編二巻)構成と

することを決定。

昭和五・三・八 考古の章執筆を池田正男氏(兵庫

県教育委員会文化財課勤務)に交渉。

昭和五・一・二七 池田正男氏、執筆(考古)を承諾。

昭和五・三・二 編集委員、執筆担当者合同協議会

開催、計画を再検討し新構想により再発足。

昭和五・七・三 京都市の活版部門(年史専門)を有

する二印刷工場(日本写真印刷(株)・河北印刷(株))を

視察。

昭和五・二・二四 出石町史印刷仕様書を作成。

昭和五・二・二五 仕様書により印刷業者の指名競争

入札執行(日本写真印刷(株)・河北印刷(株)→京都市)。

昭和五・三・一 入札の結果、河北印刷株式会社と

契約を締結。

昭和五・六・九 原稿の校正開始(五校を念校とする)。

昭和五・七・三 合併二五周年を記念して、町史別

冊『分類出石藩御用部屋日記』全一卷の発刊を

企画。

昭和五・九・一 合併二五周年記念式典挙行(出石

農村環境改善センター)、『町史別冊』発刊。

昭和五・二・一 『町史別冊』第二刷を印刷発行。

昭和五・九・四 町史第一巻 付図『出石城下町絵

図』・巻頭写真等初校正。

昭和五・二・一 全巻最終校正。

昭和五・三・一 『出石町史』第一巻発刊。

追記

『出石町史』の完成を見ることなく急逝された、故石田大策(前町長)・故石田松蔵(前編集委員)両氏のみたまに、謹んで第一巻の完成をご報告する。

編集関係者

出石町史編集委員会

会長 廣井 實

副会長 長尾家次

委員 石田善人

岡本久彦

寺嶋 律

町史編集室

室長 赤在義信

嘱託 吉谷礼子

発行関係者

総務課

課長 前田正規

庶務係長 酒井清道

財政係長 多根 徹

写真・表・図 一覧

巻 頭 写 真

カラー写真	出石神社	宮内区
1 銅 鏡	下安良Ⅱ号棺出土	町教育委員会蔵
2 石 枕	下安良Ⅱ号棺出土	町教育委員会蔵
3 長持形石棺小口石	出土地不詳	町教育委員会蔵
4 出石大神宮古銅印		出石神社蔵
5 経 筒	田多地経塚出土	町教育委員会蔵
6 地藏菩薩立像		称名寺蔵
7 薬師如来座像	治承3年銘	袴狭区蔵
8 後村上天皇綸旨	正平6年8月7日	出石神社蔵
9 院 宣	(年欠)12月27日	出石神社蔵
10 羽柴筑前守秀吉制札	(天正8年)3月晦日	福成寺蔵
11 山名持豊(宗全)の願文	永享8年8月25日	豊中市 神床守直氏蔵
12 十一面千手観音立像		総持寺蔵
13 沢庵和尚自賛頂相		宗鏡寺蔵
14 須義神社本殿		荒木区
15 宗鏡寺開山堂		東条区
16 但州住国光作 脇差		出石神社蔵
17 小出氏馬印 金いが玉		出石神社蔵
18 猿猴の甲冑	谷津主水着用	出石神社蔵
19 白磁茶碗と染め付け天目台	文化3年銘	京府都久美浜町 宝珠寺蔵
20 入佐山銘 流釉大皿(土焼き)		
21 沢庵和尚夢見の鐘	長享2年銘	宗鏡寺蔵
22 経王寺鐘楼		下谷区
23 見性寺鐘楼		松枝区
24 旧家老屋敷長屋門	国有	内町区

写真

写真1	人工衛星写真・合成（近畿・中国）……………16
写真2	甚兵衛松の残幹（弘道小学校）……………54
写真3	コウノトリの記念碑（細見区桜尾）……………58
写真4	コウノトリの標本（小坂小学校・出石高等学校蔵）…59
写真5	出石川に飛来するカモの群れ……………63
写真6	弘道小学校のモミの木……………63
写真7	2本のモミの木（弘道小学校・大正末期）……………64
写真8	シイの古木群（袴狭区）……………64
写真9	石部神社の大ケヤキ……………65
写真10	須義神社の大イチョウ……………66
写真11	伊福部神社の大スギ……………66
写真12	城跡（稻荷台）の大スギ林……………67
写真13	須義神社の大スギ……………68
写真14	有舌尖頭器（上）養父町石ヶ堂出土（下）但東町西ヶ奥出土……………76
写真15	縄文時代の石斧（出石神社出土）……………84
写真16	出石神社遺跡の全景……………89
写真17	前期の弥生土器（宮内区黒田出土）……………90
写真18	中期の弥生土器（高杯と壺）養父町ササ遺跡出土……………91
写真19	石斧と石槍（出石神社出

	土）1～3. 太型蛤刃石斧 4. 扁平片刃石斧 5. 石槍……………92
写真20	気比銅鐸（左上）1号鐸（上右）2号鐸（下左）3号鐸（下右）4号鐸……………93
写真21	円形周溝墓（八鹿町米里遺跡）……………94
写真22	竪穴式住居跡（山東町柿坪遺跡）……………96
写真23	出石神社遺跡調査写真……………97
写真24	はしごとカメ形土器（出石神社遺跡出土）……………98
写真25	木器（出石神社遺跡出土） 1. 梯子 2. 蹴放材 3. 木柄 4. 曲物の底 5. 盤状木器……………100
写真26	器台（大谷区出土）……………101
写真27	久田谷銅鐸（日高町久田谷出土）……………103
写真28	城の山古墳（割り竹形木棺・和田山町）……………109
写真29	□始元年銘鏡（森尾古墳出土・京都大学文学部所管研究室蔵）……………111
写真30	長持形石棺蓋石・出土地不詳（左は本覚寺・右は町教育委員会蔵）……………112
写真31	池田古墳（前方後円墳・和田山町）……………114
写真32	茶白山古墳と入佐山（東面）……………116
写真33	円筒埴輪片（茶白山古墳

	出土)……………116		跡出土)……………130
写真34	家形埴輪(入佐山古墳出土)……………117	写真47	比売許曾神社(大阪市) ……137
写真35	横穴式石室をもっ古墳(上)大谷中岡群集墳第3号墳(下)大谷中岡群集墳第4号墳……………119	写真48	赤留比売命神社(大阪市) ……139
写真36	勾玉と管玉(福居区箱根山古墳出土)……………120	写真49	応神天皇陵(羽曳野市) ……141
写真37	須恵器と青磁碗(下坂3号墳出土)……………122	写真50	出石神社……………142
写真38	木棺直葬墓と組み合わせ式箱形石棺(田多地3号墳)……………123	写真51	杵の首部・祭具(出石神社蔵)……………144
写真39	小型の竪穴式石室(山東町柿坪中山古墳群第3号墓)……………124	写真52	伊和神社(宍粟郡一宮町) ……145
写真40	木棺直葬墓(田多地3号墳第10主体)……………124	写真53	石上神宮(天理市) ……146
写真41	組み合わせ式箱形石棺(田多地3号墳)左第5主体・右第3主体……………125	写真54	出石川と御出石神社の森(桐野区)……………148
写真42	銅鏡(左)箱根山古墳(福居区)出土(右)田多地3号墳第1主体出土……………127	写真55	御出石神社(桐野区)……………149
写真43	石枕(上)三木区土田墓地内出土(下)下安良1号石棺出土……………128	写真56	出石小刀をまつる生石(出石)神社(洲本市)……………150
写真44	六方川河床遺跡(田多地区)……………129	写真57	田道間守墳墓(奈良市) ……151
写真45	土器出土状態(六方川河床遺跡)……………129	写真58	中島神社(豊岡市)……………152
写真46	壺形土器(六方川河床遺	写真59	気比神社(豊岡市)……………153
		写真60	御出石神社(但東町)……………154
		写真61	多摩良伎神社(日高町) ……154
		写真62	気比神宮(敦賀市)……………155
		写真63	粟賀神社(山東町)……………158
		写真64	気多神社(日高町)……………159
		写真65	神功皇后をまつる御香宮神社(京都市)……………161
		写真66	葛城高類比売命をまつる鷹貫神社(日高町)……………161
		写真67	多遲摩比多詞をまつる日出神社(但東町)……………162
		写真68	天智天皇をまつる近江神宮(大津市)……………166
		写真69	高山寺(京都市)……………170
		写真70	郡衙所在地と推定される神部荘(宮内区)……………171

写真・表・図 一覧

写真71 『但馬太田文』(享和2年 写本)……………173	写真91 海神社(豊岡市 小谷茂 夫氏提供)……………219
写真72 字 国分寺付近(袴狭区)……………176	写真92 絹巻神社(豊岡市)……………219
写真73 出石神社保存の軒丸瓦 ……178	写真93 出石神社の禁足地……………221
写真74 但馬国分尼寺礎石(福成 寺墓地)……………179	写真94 称名寺……………224
写真75 但馬国正税帳(正倉院宝 物)……………182	写真95 秦河勝が勧請した木嶋 神社(京都市)……………226
写真76 奴婢賃進の解(正倉院宝 物)……………186	写真96 但馬国分尼寺の礎石(宗 鏡寺)……………227
写真77 奴逃亡の牒(正倉院宝物) ……188	写真97 桓武天皇をまつる平安 神宮(京都市)……………233
写真78 東大寺大仏殿(奈良市) ……190	写真98 源満仲をまつる多田神 社(川西市)……………234
写真79 將軍塚(京都市) ……192	写真99 平清盛塚(神戸市)……………235
写真80 袴狭薬師堂 ……195	写真100 平経正の墓と伝える毘 毘塚(神戸市)……………237
写真81 糸里制の名残りを留める 宮内村字隈園(出石神社 蔵)……………198	写真101 平敦盛塚(神戸市)……………238
写真82 最古の陸地測量部地図 「出石」・部分(国土地理 院発行 5 万分の 1 地図)……………200	写真102 平経俊墓(神戸市)……………238
写真83 面治駅跡とされる面沼神 社付近(温泉町) ……202	写真103 蓮華王院(三十三間堂・ 京都市)……………241
写真84 春野駅の所在が推定され る矢根部落(但東町) ……202	写真104 義経、義仲が戦った宇 治川(宇治市)……………243
写真85 大宰府跡(太宰府市・太 宰府市提供)……………205	写真105 薬王寺跡(但東町薬王寺)…246
写真86 旧高田郷推定地の一つ袴 布付近(日高町) ……209	写真106 後鳥羽・順徳天皇大原 陵(京都市)……………249
写真87 石清水八幡宮(八幡市) ……211	写真107 源頼政首塚(亀岡市)……………251
写真88 後一条天皇陵(京都市) ……212	写真108 城南寺(現城南宮・京都 市)……………253
写真89 昭和48年に遷宮された伊 勢神宮(外宮) ……213	写真109 『但馬太田文』(写本)序 ……255
写真90 太田荘(亀ヶ城付近・但 東町)……………214	写真110 安良別宮(八幡宮)本殿……………259
	写真111 菅荘八幡宮須義神社全景……………263
	写真112 宗友名主職讓状(須義神

	社藏) ……………266	写真130	山名時義墓(竹野町 円通寺) ……………302
写真113	双ヶ岡(京都市・京都市提供) ……………267	写真131	山名持豊の署名……………305
写真114	『但馬太田文』に見る出石三郎の所領……………272	写真132	延暦寺根本中堂(大津市)…307
写真115	太田昌明の居た比叡山西塔(大津市)……………273	写真133	山名時氏花押……………309
写真116	神戸郷絵図断欠・部分(豊中市 神床守直氏藏) ……274	写真134	城山城跡遠望(龍野市・龍野市提供) ……………312
写真117	石坪の郷佃田・神戸郷絵図(豊中市 神床守直氏藏) ……………278	写真135	赤松満祐が自刃した城山に残る墓石(龍野市・龍野市提供) ……………314
写真118	三開山城跡(豊岡市)…………281	写真136	山名宗全邸宅跡(京都市)…316
写真119	恒良親王幽居跡(但東町)…283	写真137	建仁寺(京都市)……………319
写真120	後醍醐天皇陵(奈良県吉野町) ……………284	写真138	御霊神社(京都市)……………321
写真121	足利義詮の墓と並んだ楠正行の首塚(京都市)…287	写真139	西陣の碑(京都市)……………322
写真122	此隅山城跡(西面)……………290	写真140	山名宗全の墓(京都市南禅寺真乘院) ……………324
写真123	高山寺城跡(氷上町・氷上町提供) ……………292	写真141	山名政豊書状(和田山町 岩本寿賀野氏管理) ……………326
写真124	山名時氏遵行状(綾部市 安国寺藏) ……………293	写真142	山名宗全が牧田茶々法師に与えた感状(和田山町 岩本寿賀野氏管理)…………327
写真125	山名師義書状(朽木家文書・内閣文庫藏) ……………294	写真143	現在の出石神社鳥居……………329
写真126	山名時義像(竹野町 円通寺藏) ……………296	写真144	真弓峠の現況……………330
写真127	山名氏清の禁制(出石神社藏) ……………298	写真145	浄土寺(小野市)……………332
写真128	山名時濠像(竹野町 円通寺藏) ……………301	写真146	光明寺本堂(滝野町)……………333
写真129	円通寺仏殿(竹野町須谷) ……………301	写真147	坂本城跡の土塁(姫路市)…335
		写真148	山名御屋敷伝承地(豊岡市九日市) ……………336
		写真149	若桜城二の丸跡(鳥取県若桜町・若桜町提供) ……338
		写真150	山名俊豊安堵塔(竹野町 興長寺藏) ……………340
		写真151	興長寺本堂(竹野町)……………342

写真152	山名致豊書状(竹野町 興長寺蔵)……………344	写真175	榎並山城守書状(総持寺 蔵)……………386
写真153	山名致豊開基の願成寺……………346	写真176	天正9年木下将監昌利 書状(総持寺蔵)……………393
写真154	山名誠豊の願文(八鹿町 日光院蔵)……………349	写真177	前野長康家紋……………393
写真155	法楽寺観音堂(神崎町)……………350	写真178	聚楽第跡碑(京都市)……………394
写真156	八上城本丸跡の石垣(篠 山町 朽木史郎氏提供)……………351	写真179	小出吉政像(宗鏡寺蔵)……………397
写真157	山名致豊位碑(願成寺蔵)……………353	写真180	岸和田城天守(岸和田市 提供)……………397
写真158	生野銀山絵巻(伊丹市 大野通夫氏蔵)……………356	写真181	龍野城埋門(龍野市提 供)……………398
写真159	此隅山城跡(東面)……………358	写真182	小出吉英像(宗鏡寺蔵)……………399
写真160	鶴城跡(豊岡市)……………362	写真183	園都城隅櫓(京都府園部 町)……………400
写真161	有子山城(高城)跡……………363	写真184	山本小出家水上代官所 跡(日高町提供)……………402
写真162	有子山城跡の石垣……………364	写真185	銀札通用の記録(「子保 山事」)……………407
写真163	山名氏政書状(総持寺蔵)……………365	写真186	小出英安墓(宗鏡寺)……………410
写真164	伝山名祐豊墓(法城寺)……………367	写真187	田井家「諸色覚日記」 (豊岡市 田井和男氏蔵)……………412
写真165	総持寺本堂……………369	写真188	「出石下郡高石引地帳」 (多田勝氏蔵)……………414
写真166	風早六大夫寄進状(出石 神社蔵)……………372	写真189	嘆願書案文・部分 元 禄10年(多田勝氏蔵)……………417
写真167	(垣屋)豊遠安塔状(出石 神社蔵)……………373	写真190	延べ米証文・正徳4年 (多田勝氏蔵)……………422
写真168	(河越)遠治安塔状(出石 神社蔵)……………373	写真191	承応義民頌徳碑(豊岡市 三宅)……………431
写真169	一宮社修造勸進状(出石 神社蔵)……………375	写真192	「寛永17年森(井)村之 帳」(森井区蔵)……………433
写真170	十一面観音胎内文書上 包み紙(総持寺蔵)……………377	写真193	「延宝7年田畠御改之 帳」(川崎好氏蔵)……………437
写真171	十一面観音胎内文書・ 奉加帳冒頭部(総持寺蔵)……………379		
写真172	時宗寺院西光寺(豊岡市)……………380		
写真173	入佐山(西面)……………382		
写真174	北野神社(京都市)……………384		

- 写真194 「元禄7年長砂村御地
改之帳」(川崎好氏蔵)……437
- 写真195 「宝永3年三木村指出
帳」(三木区蔵)……451
- 写真196 祐徳寺(養父町建屋)……454
- 写真197 延宝8年羽賀座村御免
相(袴狭区蔵)……457
- 写真198 坪付之覚・貞享元年袴
狭村(袴狭区蔵)……458
- 写真199 元禄4年羽賀座村坪類
寄之覚・部分(袴狭区蔵)……460
- 写真200 田井家「家事要録」(豊
岡市 田井和男氏蔵)……465
- 写真201 田井家「家事日録」に
見る正保2年の免状写
(豊岡市 田井和男氏蔵)……466
- 写真202 元禄13年松平時代の免
相・前半部(中和岡右
衛門氏蔵)……473
- 写真203 宝永3年仙石家の免相・
前半部(中和岡右衛門氏
蔵)……474
- 写真204 宝永3年仙石家の免相・
後半部(中和岡右衛門氏
蔵)……475
- 写真205 上田城隅櫓(上田市)……477
- 写真206 小田原攻めに奮戦する
無白旗・仙石秀久(石
田実氏蔵)……480
- 写真207 仙石秀久画像(町立史
料館蔵)……482
- 写真208 仙石(土岐)政友墓(本高
寺)……483
- 写真209 仙石政辰像(宗鏡寺蔵)……485
- 写真210 小諸城大手門(小諸市
土屋正衛氏提供)……487
- 写真211 岩槻城黒門(岩槻市提
供)……491
- 写真212 貞雲院墓(本高寺)……495
- 写真213 「但馬考」(写本)……496
- 写真214 丹後国領内絵図(福富久
也氏蔵)……501
- 写真215 三ツ道具……502
- 写真216 足軽陣笠……503
- 写真217 久美浜代官所跡(京都府
久美浜町)……506
- 写真218 西方寺(京都府久美浜
町)……507
- 写真219 仙石家のまとい(町教育
委員会蔵)……511
- 写真220 追鳥狩りの行われた三
木・片間付近……512
- 写真221 沖の浦番所跡(香住町柴
山)……514
- 写真222 願行寺(香住町)……515
- 写真223 長福寺(香住町)……516
- 写真224 「御知行附御百姓人別
書上帳」(井上美寿恵氏
蔵)……521
- 写真225 「御百姓附目録」(井上
美寿恵氏蔵)……524
- 写真226 出石城隅櫓(西櫓)……527
- 写真227 仙石秀久をまつる感応殿……531
- 写真228 侍屋敷配置絵図・部分
(井上美寿恵氏蔵)……532
- 写真229 藩校弘道館跡碑(材木

写真・表・図 一覧

	区) ……………534	写真247	下郷東組(小坂田圃)…………634
写真230	吉祥寺本堂……………535	写真248	(安良村)善光寺……………639
写真231	鋳物師職許状(五歩一 作治氏藏)……………541	写真249	傘連判(神戸市 田住孝 氏藏)……………638
写真232	御対面所絵図・部分(八 鹿町伊佐 小出格氏藏)…………550	写真250	六方川……………641
写真233	御対面所土居の遺構(弘 道小学校)……………551	写真251	一揆が集結した鳥居川原…643
写真234	御対面所跡に建つ弘道 小学校……………560	写真252	水上村川原(出石川)…………645
写真235	「出石銀札通用始末」表 紙(町立史料館藏)……………566	写真253	仙石政辰花押……………646
写真236	「出石銀札通用始末」…………567	写真254	大庄屋長屋門(宮内区 神床家)……………652
写真237	「子保山事」(町立史料 館藏)……………569	写真255	嶋村道場跡(現嶋公民 館)……………655
写真238	播磨河郡の村々(領知目 録)……………574	写真256	養父妙見・日光院(八鹿 町)……………659
写真239	松畷・昭和6年(井崎一 夫氏提供)……………595	写真257	「宗門御改帳」(井上泉 氏藏)……………660
写真240	復活した八朔の綱引き・ 鍛冶屋区(吉岡敏幸氏提 供)……………598	写真258	袴狭山論裁決状・部分 (袴狭区藏)……………661
写真241	「家事日録」・文政11年 (豊岡市 田井和男氏藏) ……600	写真259	「取締庄屋日記帳」(中 山三郎氏藏)……………663
写真242	虫送り願い、『御用部屋 日記』……………601	写真260	「五人組御改帳」(森井 区藏)……………665
写真243	千歯こき……………605	写真261	御幣降りの記事(『御用 部屋日記』)……………667
写真244	『仙石家譜』(享保6・ 閏7・15)……………607	写真262	但馬西国2番札所(総持 寺観音堂)……………668
写真245	仙石左京ら御呼び出し (『御用部屋日記』)……………612	写真263	納め之地蔵(奥山区)…………668
写真246	皆無・無脇願い、『御用 部屋日記』……………619	写真264	家中侍に交付した枝松 札(小林誠氏藏)……………669
		写真265	城山(有子山)と旧城下…………671
		写真266	砥石場(袴狭区)……………672
		写真267	萱ヶ谷遠景(袴狭区)…………673
		写真268	四万谷入り口(中野区)…………675

- 写真269 よろうち山(百合区)……………676
- 写真270 百合・水上村山論文書
(川見義昭氏蔵)……………678
- 写真271 水上区全景……………679
- 写真272 百合・町方との山論委
任状(川見義昭氏蔵)……………681
- 写真273 志谷山(細見区)……………683
- 写真274 長砂橋山沿いの溝……………683
- 写真275 「志谷山内済口記帳」
(長砂区蔵)……………685
- 写真276 昌念寺本堂……………687
- 写真277 投淵記念館(宗鏡寺)……………690
- 写真278 春雨庵・山形県上市市
(中沢章氏提供)……………692
- 写真279 東海寺山門(東京都 東
海寺提供)……………693
- 写真280 沢庵筆 慈眼寺山号(慈
眼寺蔵)……………695
- 写真281 宗鏡寺本堂……………697
- 写真282 沢庵和尚墓碑(宗鏡寺)……………698
- 写真283 旧福成寺山内図(福成寺
蔵)……………700
- 写真284 本高寺……………702
- 写真285 西方寺……………703
- 写真286 龍谷寺……………704
- 写真287 一道宗等墨跡(岡本久彦
氏蔵)……………705
- 写真288 弘道館扁額・仙石久行
書(弘道小学校蔵)……………708
- 写真289 弘道館図(出石神社蔵)……………709
- 写真290 庚申堂位置図・天保2
年城下絵図(中易文亮
氏蔵)……………712
- 写真291 桜井東門の著書……………718
- 写真292 霞夫(芦田仏白)の短冊
(小幡謹一郎氏蔵)……………719
- 写真293 可雪(左)・仏白(右)の
墓(昌念寺)……………720
- 写真294 H・レッケからの修了
証書(八鹿町伊佐 小出
格氏蔵)……………721
- 写真295 和算書(関口勉氏蔵)……………723
- 写真296 和算の奉納額(出石神社
蔵)……………724
- 写真297 兵太丸付近(日野辺区)……………727
- 写真298 和泉屋墓地(本覚寺)……………729
- 写真299 昇龍軒銘赤壁図染め付
け花器(武田ますゑ氏蔵)……………731
- 写真300 願成寺山門……………733
- 写真301 宗鏡寺庭園……………734
- 写真302 法城寺……………736
- 写真303 藤井庄之助の作品(欄
間)・富嶽の彫刻(町立
史料館)……………737
- 写真304 生々庵春甫墓(昌念寺)……………740
- 写真305 仙石久道書跡(町立史料
館蔵)……………742
- 写真306 仙石内蔵允久賢墓(経王
寺)……………743
- 写真307 仙石忠俊墓所がある本
陽寺(上田市)……………747
- 写真308 出石城下町割り絵図(町
立史料館蔵)……………748
- 写真309 産物会所跡(現但馬銀行
出石支店)……………750
- 写真310 仙石三次墓(本高寺)……………752

- 写真311 仙石半(左京)の書状……………754
- 写真312 御用銀皆濟請取書(川見義昭氏蔵)……………754
- 写真313 鳥井家文書(豊岡市提供)…757
- 写真314 産物札(町立史料館蔵)……………759
- 写真315 円山川を上下した高瀬舟・復元(豊岡市 永川恭一氏提供)……………761
- 写真316 仙石政美書跡(八鹿町小出格氏蔵)……………763
- 写真317 高柳村御用帳(八鹿町中央公民館蔵)……………766
- 写真318 鍋屋惣兵衛跡(現町立史料館付近)……………768
- 写真319 豊岡騒動の記録(『御用部屋日記』)……………771
- 写真320 桜井良蔵屋敷跡(材木区)……………774
- 写真321 百合川原……………777
- 写真322 河野瀬兵衛をまつる越智神社(水上区)……………780
- 写真323 出石藩京屋敷跡付近(京都市)……………782
- 写真324 荒木玄蕃(帯刀)墓(吉祥寺)……………785
- 写真325 産物方がかり御免の記事(『御用部屋日記』)……………788
- 写真326 一揆の記録「家事日録」(豊岡市 田井和男氏蔵)…791
- 写真327 現在の川原町口……………792
- 写真328 仙石久道画「鶴」(武田好弘氏蔵)……………794
- 写真329 河野瀬兵衛墓(本高寺)……………797
- 写真330 仙石左京の獄門首(伝渡辺華山画・乙未記事より)……………800
- 写真331 出石城西門跡の櫓台……………801
- 写真332 荒木家墓所(吉祥寺)……………803
- 写真333 桜井一太郎墓(宗鏡寺)……………805
- 写真334 原家歴世の墓(吉祥寺)……………807
- 写真335 関口貽助墓(吉祥寺)……………810
- 写真336 豊岡藩銀札……………812
- 写真337 桜井良蔵墓(宗鏡寺)……………814
- 写真338 旧仙石主計居宅(現町教育委員会事務局)……………815
- 写真339 関口貽助屋敷跡(現いざし荘付近)……………817
- 写真340 酒勾彦三墓(吉祥寺)……………818
- 写真341 神谷転書跡……………820
- 写真342 義倉役所跡(天神社付近)…822
- 写真343 江戸期の出石焼(角鶴橋一氏蔵)……………825
- 写真344 義倉銭札(八鹿町 宿南保氏蔵)……………827
- 写真345 仙石右馬助墓(経王寺)……………829
- 写真346 換邑本末(東京都 大塚久雄氏蔵)……………830
- 写真347 御貸し具足(町立史料館蔵)……………833
- 写真348 旧余部村(現香住町余部)…835
- 写真349 竹野浜(竹野町)……………836
- 写真350 人見流棒衛免状(田村潤一郎氏旧蔵)……………838
- 写真351 室の台から志谷を臨む……………838
- 写真352 出石藩大筒「星眼」(豊岡市 赤木一彦氏蔵)……………839

写真353 伊佐村桜井(小出)家甘 棠亭……………841	写真375 伊福部神社……………878
写真354 多田弥太郎(海庵)書跡 (八鹿町 小出格氏藏) ……844	写真376 石部神社……………879
写真355 土岐兵庫墓(経王寺)……………845	写真377 八坂・呉服神社……………880
写真356 堀笑山父子の墓(福成寺 墓地) ……848	写真378 金剛院……………880
写真357 田中河内介顕彰碑(豊岡 市) ……849	写真379 鶴沢清七供養塚(寺坂区) ……883
写真358 多田弥太郎墓(経王寺)……………851	写真380 天王寺屋墓碑(福成寺墓 地) ……883
写真359 日記の書かれた御用部 屋(出石御殿之図・八鹿 町 小出格氏藏)……………853	写真381 現在の出石川(堀橋付近) ……886
写真360 『御用部屋日記』・一部 (町立史料館藏)……………854	写真382 如来寺……………887
写真361 太政官の高札(町立史料 館藏) ……856	写真383 小御料庄焼け直後建築 の民家……………888
写真362 清水屋敷跡(鍛冶屋区)……………857	写真384 楽々園絵図(岡本久彦氏 藏) ……890
写真363 経王寺墓地……………858	写真385 時鐘料のお墨付き(昌念 寺藏) ……891
写真364 有子山稻荷神社(旧御城 稻荷社) ……860	写真386 辰鼓楼……………892
写真365 旧出石大橋(大正年間の もの) ……862	写真387 辰鼓楼柿茸き棟札(町教 育委員会藏) ……893
写真366 旧門垣屋酒藏……………864	
写真367 出石藩銀札……………866	
写真368 御定書百箇条(写本)……………867	
写真369 諸杉神社……………869	
写真370 福成寺……………870	
写真371 桜井東門の日記(『東門 日乗』)……………871	
写真372 高石塔(処刑者供養碑)……………873	
写真373 船屋は今も旅館を営業……………874	
写真374 旧門垣屋の前景……………877	
	表
	表1 生物界の年表……………19
	表2 出石町と神戸市の月平均気 温(°C)および月降水量(mm)……………35
	表3 出石町とほぼ同緯度にある 地点の月最高・最低気温 (°C)……………35
	表4 月別霧日数(豊岡市)……………36
	表5 大雨の再現期間……………37
	表6 月別平均湿度(%)……………38
	表7 台風による大雨の記録(大 正7～昭和54年) ……40
	表8 台風による強風の記録(大

	正7～昭和54年) ……………40	表24	但馬守一覧 ……………208
表9	分類別土地面積統計	表25	伊勢内宮の遷宮年 ……………213
	①標高区分別面積と比率	表26	但馬の郷数 ……………215
	②表層地質分布面積と比率	表27	但馬の郡別推定人口 ……………215
	③地形区分別面積と比率	表28	諸書に見る但馬の田積 ……………216
	④土壌の性状別分布面積比 (経済企画庁総合開発局・ 土地分類図付属資料, 1974 より抜粋。%資料追加) ……………43	表29	「寛永16年但馬国中御知高 帳控」……………216
付表	土地利用現況別面積と比率…………52	表30	但馬諸社の神階 ……………220
表10	営巣地および営巣年度(岩 佐・昭和41より) ……………55	表31	『但馬国太田文』に見える 関東御領 ……………239
表11	コウノトリの標本測定値…………58	表32	太田氏略系図 ……………254
表12	諸書に見る天日槍伝承 ……………138	表33	兵庫県域の式内社 ……………258
表13	天日槍にまつわる式内社 ……………154	表34	『但馬国太田文』に見える 国別当 ……………261
表14	「国造本紀」による国造の 設置年代 ……………160	表35	菅荘八幡宮祭田用途 ……………262
表15	但馬の名代・子代の部およ び品部の分布 ……………163	表36	貞行名相伝系図 ……………264
表16	但馬国の郡・郷名『倭名類 聚抄』……………169	表37	宗友名相伝系図 ……………265
表17	国・郡司の定員「職員令」…………170	表38	出石信政の子女 ……………268
表18	但馬における郡名を社名と する神社 ……………172	表39	太田政頼の地頭職所領 ……………271
表19	但馬の各神戸から納めた調 縄と直稲 ……………184	表40	太田氏一族の所領 ……………271
表20	『新抄格勅符抄』による但 馬の神戸 ……………185	表41	北条氏略系図 ……………273
表21	軍団の職員数 ……………193	表42	神戸郷絵図の神領内訳(『神 美村誌』による)……………275
表22	甲1領に要する材料と価格 (村尾次郎『律令財政史の 研究』より)……………206	表43	南北朝期の但馬守護一覧 ……………281
表23	田令による位田 ……………207	表44	今川氏略系図 ……………282
		表45	山名氏略系図—その1— ……………297
		表46	応仁の乱の両軍陣容 ……………322
		表47	山名氏略系図—その2— ……………366
		表48	奉加帳記名者(20疋以上) ……………378
		表49	『寛文印知集』に見る出石 領村名 1664年(寛文4)……………395
付表	小出吉英岸和田領村名(和 泉国)……………396		

表50	小出氏略系図 ……………401	高(半知の場合) ……………493	
表51	天正・文禄期の石盛り段階 ……424	表71	美作・丹後国新領村名 ……498
表52	村高一覧 ……………429	表72	仙石家系図 ……………499
表53	田畑の品等石盛り ……………430	表73	仙石氏入封時の主な町家一 侍に宿を提供した家一 ……537
表54	長砂村分付け主・分付き百 姓の変化 ……………436	表74	出石町家, 町別家数・人数 (1771年—明和8) ……540
表55	近世初期における石高所持 の変化(坪井村) ……………440	表75	小物成紺屋役上納村名 (1593年—文禄2) ……544
表56	近世初期の階層構成 ……………445	表76	1729年(享保14)藩財政総括 見積表(享保14年9月現在 作成)……………553
表57	天正・文禄期の階層構成 ……446	表77	1729年(享保14)歳出明細見 積表 ……………554
表58	口小野村弥兵衛「高書預米 之覚」に見る反当預け口 (元禄15年) ……………448	表78	郡別貢租高ならびに藩士禄 米, 御台所入り分 ……571
表59	初期田畑散田帳に見る預け 口・手作分の内訳例 ……453	表79	出石町酒造家別酒造米高 ……577
表60	袴狭村田方「坪付之覚」に 基づく反当収穫高 ……461	表80	出石町分地域別高 ……583
表61	近世前期と中期における 高・物成預け口の比較 ……463	表81	町分大庄屋名一覧 ……585
表62	初期貢租率の変遷(出石郡 香住村)……………466	表82	毛付き高に対する貢租の郡 別割合(1718年—享保3) ……586
表63	村別曲尺相並びにその適用 石高 ……………471	表83	出石町分と隣接村との曲尺 相比較 ……………588
表64	1706年(宝永3)仙石家拝領 高郡別一覧 ……………478	表84	大庄屋名一覧 ……………592
表65	仙石家領となった旧小出大 隅守領と播磨国新領村名 ……479	表85	家数・村高に対する牛頭数 の郡別比較 ……………604
表66	出石藩歴代藩主 ……………481	表86	1721年(享保6)農具の種類 と値段表 ……………605
表67	仙石家中禄高別人数1711年 (宝永8)現在 ……………486	表87	三木村本途物成納入額と納 入率 ……………614
表68	仙石家役職名一覧 ……………490	表88	自作地預け口高と収穫高の 比較, ならびに小作地減免 分の年次別割合 ……621
表69	出石藩財政規模 ……………492		
表70	1711年(宝永8)発令上げ米		

表89 田井家自作地米以外の作物収穫高……………626

表90 近世中期(1772年—明和9)の下郷東組階層構成 ……628

表91 預け口に対する収支決算表…632

表92 明和一揆村別処罰・褒賞・救米一覧……………656

表93 1706年(宝永3)庄屋名一覧…661

表94 1706年(宝永3)各村本百姓と水呑百姓……………664

表95 幕末期家数・人数(天保9年・万延元年) ……666

表96 出石町寺子屋概要(開設順)…715

表97 仙石家大老・大老席の在職年……………744

表98 大老となる家筋三家の略系図……………745

表99 旧札1貫匁に対する新札引き渡し高率算定基礎……………776

表100 出石藩負債1827年(文政10)9月15日現在 ……783

表101 文政・天保期における歳出総括……………796

表102 幕府裁決の人名……………799

表103 仙石騒動後2か年の出石藩の借金……………808

表104 滅知後の出石藩歳入歳出見積り 1839年(天保10)11月現在……………809

表105 文化12～文政2年の興行一覧……………882

図

図1 地球進化史渦巻き年表(岩波講座『地球年代学』より引用)……………13

図2 西南日本の接峰面図(田中操, 原図・藤田和夫 1976年より引用)……………17

図3 日本列島の第四紀の造構応力(藤田和夫, 1980)……………18

図4 近畿・中国地域北部の古期基盤岩類の分布(弘原海清, 原図)……………18

図5 出石町地質図(弘原海清, 原図)……………21

図6-A 北但層群時代の基盤岩類(弘原海清, 原図)……………23

図6-B 高柳累層時代(弘原海清, 原図)……………24

図6-C 八鹿累層時代(弘原海清, 原図)……………25

図6-D 豊岡累層時代(弘原海清, 原図)……………26

図6-E 村岡網野累層時代(弘原海清, 原図)……………27

図6-F 丹後累層時代(弘原海清, 原図)……………27

図6-G 春來累層時代(弘原海清, 原図)……………28

図7 古豊岡湾の復元図(弘原海清, 原図)……………32

図8 台風経路と但馬の大雨……………39

- 図9 最深積雪の経年変化……………41
- 図10 地形分類図(経済企画庁総合開発局・土地分類図, 1974より)……………44
- 図11 表面地質図—平面的分類図(経済企画庁総合開発局・土地分類図, 1974より)……………45
- 図12 表層地質図—垂直的分類図(経済企画庁総合開発局・土地分類図, 1974より)……………46
- 図13 植生図(「28兵庫県」文化庁, 1970より)……………50
- 図14 土地利用現況図(経済企画庁総合開発局・土地分類図, 1974より)……………51
- 図15 昭和7年の5万分の1の地図に残されている松並木の記号……………53
- 図16 コウノトリ営巣地分布図(岩佐・昭和41より)……………56
- 図17 兵庫県下コウノトリ生息地(岩佐・昭和41より。一部追加)……………57
- 図18 縄文土器……………84
- 図19 町内出土の弥生土器(前期)……………90
- 図20 町内出土の弥生土器(中期)……………92
- 図21 斧(『古代史発掘①』)……………95
- 図22 高床倉庫(愛媛県古照遺跡)……………99
- 図23 河内から運ばれた土器(出石神社遺跡出土)……………102
- 図24 町内出土の弥生土器—1(後期 田多地区の六方川河床・他は出石神社遺跡出土)……………104
- 図25 町内出土の弥生土器—2(後期 出石神社遺跡出土)……………105
- 図26 出石神社遺跡出土の木器
1. 曲物の底 2. 木柄
3. 4. 建築材 5~8. 梯子
9. 蹴放材 10. 盤状木器……………106
- 図27 森尾古墳外形図 1. 第1石室 2. 第2石室 3. 第3石室……………111
- 図28 長持形石棺遺材……………113
- 図29 茶臼山古墳実測図……………115
- 図30 鶏塚古墳実測図……………117
- 図31 滑石製勾玉(小野小学校裏山出土)……………120
- 図32 下坂の横穴……………121
- 図33 町内出土の土師器
1. 六方川出土 2. 宮内上田出土 3. 4. 出石神社遺跡出土 5. 口小野出土……………130
- 図34 町内出土の須恵器(小野小学校裏山出土)……………132
- 図35 袴狭字限図……………177
- 図36 糸里坪付けの図……………196
- 図37 坪の地割り図……………196
- 図38 此隅山城遺構略測図(豊岡市 小谷茂夫氏測図)……………360
- 図39 出石郡領知区分と出石藩大庄屋組区分……………404
- 図40 町分の位置図……………582
- 図41 出石郡下郷の地図(部分)……………593

扉カット写真

第1章扉	出石焼原石（木の葉のような模様は、陶石の割れ目に 滲透した地下水中の鉄分が、沈着したもの）……………11
第2章扉	滑石製の勾玉（小野小学校裏山出土・町教育委員会蔵）……………71
第3章扉	岩引きの図（天日槍が津居山の瀬戸を切り開いている ところを表現したもの・出石神社蔵）……………133
第4章扉	山名宗全（持豊）の花押（和田山町枚田家文書より）……………229
第5章扉	小出氏伝来の兜（町立史料館蔵）……………389

見返し

神戸郷絵図断欠（豊中市 神床守直氏蔵）

別添付図（写真）

文化7年（造図）出石城下町絵図（町教育委員会蔵）

絵図写真（カラー写真）城下町全城

部分写真（モノクロ写真）城下町を5分割

- ① 旧大手の通り以西で、内堀以北の区域
- ② 内堀の南西部
- ③ 旧大手の通り以東で、入佐山以西の区域
- ④ 旧谷山町（下谷区）の一部と旧新町（谷山区）
- ④-1 旧鯉山（谷山区）

執筆 者 一 覧

監 修	石 田 善 人	岡山大学教授
第一章一・二節	弘 原 海 清	大阪市立大学助教授
第一章三節	小 堀 龍 一	舞鶴海洋气象台予報官
第一章四節	小 幡 謹 一 郎	元 神戸高等学校長
第二章	池 田 正 男	兵庫県教育委員会社会 教育文化財課主任
第三・四章	石 田 善 人	岡山大学教授
第五章一・二節 四節 1・2	宿 南 保	八鹿中学校教諭
第五章三節	岡 本 久 彦	兵庫県文化財保護管理 指導員
第五章四節 3	赤 在 義 信	出石町史編集室長

出石町史 第一卷 (通史編上)

昭和59年 3 月 1 日発行

編 集 出石町史編集委員会

発 行 出 石 町

印刷・製本 河北印刷株式会社

京都市南区唐橋門脇町 28
